

官報

号外

平成三十年五月二十三日

○第百九十六回 参議院會議録第二十一号

平成三十年五月二十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成三十年五月二十三日

午前十時開議

第一 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、気候変動適応法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

気候変動適応法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。環境大臣中川雅治君。

〔國務大臣中川雅治君登壇、拍手〕

○國務大臣(中川雅治君) ただいま議題となりました気候変動適応法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、高温による米や果実の品質低下、魚種の変化、大雨の頻発に伴う水害、土砂災害、山地

災害の増加、熱中症搬送者数の増加や感染症拡大への懸念など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

こうした気候変動に対処し、国民の生命、財産を将来にわたって守り、経済社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止、軽減等を図る気候変動適応に、多様な関係者の連携、協働の下、一丸となつて取り組むことが一層重要となっております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、気候変動適応を推進するための措置を講じようとするものです。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割を明確にします。

第二に、政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないこととします。

第三に、環境大臣は、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴き、あらかじめ関係行政機関と協議し、気候変動による影響の評価を行わなければならないこととします。

第四に、国立研究開発法人国立環境研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供や、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととします。

第五に、都道府県及び市町村は、地域における気候変動適応に関する計画の策定に努めるとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点としての機能を担う地域気候変動適応センターの体制を確保するよう努めることとします。

第六に、地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動適応の推進のため、気候変動適応広域協議会を組織することができるとします。

第七に、国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災や農業等の関連施策との連携を図るよう努めることとします。

このほか、気候変動適応に関する国際協力の推進、事業者による気候変動適応に資する事業活動の促進、事業者及び国民の関心と理解の増進等に係る規定の整備を行います。

以上が、気候変動適応法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。滝沢求君。

〔滝沢求君登壇、拍手〕

○滝沢求君 自由民主党の滝沢求です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました気候変動適応法案について、中川環境大臣に質問をいたします。

本法案の制定理由では、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起こり、さらに今後、長期に

わたり拡大するおそれがあると指摘しています。地球温暖化、気候変動の影響は、本当に身近なところに現れております。暖冬かと思えば突然記録的な寒波が全国的に到来し、国民の生活にも大きな影響を与えております。私の地元青森県でも昔に比べて非常に気温が上がってきており、カエデの紅葉が遅くなりました。青森の名産ホタテガイも、海水温が異常上昇すると養殖のためにまいた稚貝が大きな影響を受けます。

台風も、勢力を落とすことなく、北海道、東北に相次いで上陸したり、これまで大雪に襲われたことがなかった地域で局地的な豪雪が見られたりするなど、過去のパターンに当てはまらない気象が見られるようになり、私たちの経済、生活にも様々な影響が出ております。

まず、本法案の前提として、政府では、今後どの程度の地球温暖化が進み、それによりどのような気候変動とその影響が生じると見込んでいるのかをお伺いいたします。

気候変動による集中豪雨と洪水に対処するためには、河川堤防の強化や雨水用の下水道、ハザードマップの整備、万が一の際の避難路の確保など、国、都道府県、市区町村、民間の皆様による幅広い連携が必要となります。そのため、本法案に基づき、国においては、農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定し、その進捗状況をフォローしていくことになると期待をしております。

この計画がしっかりと実現されるためには、環境省が関係する各省を束ねて、この計画の着実な策定と実施を担保していくことが必要だと考えております。その点、どのようにしていくつもりか、お伺いをいたします。

昨年、各地でヒアリの上陸が騒がれました。人や物の地球規模での移動の活発化に加え、今後温暖化が進むと、日本にやってきた外来昆虫が生息地を広げていくおそれがあります。このような事

態に備えて、各国の研究機関と情報共有ネットワークを広げていくとともに、国内の研究機関での研究充実も進めていかなければなりません。

また、平均気温の上昇により、これまで広がるおそれが少なかった農作物の病気による被害が拡大することも想定されるほか、今まで育成できた農作物が育成できなくなるおそれがあります。高温耐性の農作物品種の開発等にも力を入れていかなければなりません。青森でも、リンゴの色づきが悪くなったり、更に温暖化が進むと、ついにはリンゴの生産地として適さなくなるのではといった不安もございます。県の産業技術センターでも、リンゴ生産が影響を受けないよう、温暖化に対応した優れたわせ、なかに種の育成に取り組んだりしております。

国全体を挙げて、温暖化や気象に関する研究所等だけではなく、農林水産関係の試験場や研究所と常に連携をし、気候変動に対応した情報共有や研究開発を進めていく必要があると考えますが、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

地球温暖化による気候変動がもたらす被害の特徴について、国境を越えて影響が広がることが挙げられます。例えば、海面上昇による高潮の発生などは、沿岸国であればどこでも悩まされることとなります。先週、福島で開催された太平洋・島サミットでも、気候変動や自然災害が深刻化している中、各国が連携して取り組むことがかつてなく重要になっていくことが共有されたところでございます。気温の上昇とともに、特定の国にしか存在しなかった病気が他国へと広がっていく不安も大きくなっております。

私は、外務大臣政務官就任当時、たくさんの方からの要人と会談をいたしました。在京大使を産総研福島再生可能エネルギー研究所に案内をしたときに、出席者からは独創的な取組に大きな関心が寄せられておりました。昨年四月のG7ローマ・エネルギー大臣会合に出席した際も、アフリ

カへの低炭素技術の知見、経験の共有、能力構築支援などについて訴えてまいりました。

どの会談でも、我が国が国際的な共有に努めてきた、台風等の自然災害、疾病予防等に対処してきた経験、優れた省エネ、低炭素技術などに大きな期待を寄せられております。そのたびに、私は、我が国が果たすべき役割はますます大きくなると実感しております。同時に、我が国の優れた防災技術や災害復興旧技術、ノウハウなどの海外インフラ展開につなげる絶好の機会だと考えております。

今回の法案では、気候変動への適応に関する国際協力の推進にも力を入れていくこととなっておりますが、具体的には、マルチ協力やバイ協力の枠組みを通じて、どのような形で進めていくのでしょうか。我が国の海外インフラ展開の促進という観点も含めて、分かりやすくお示しをください。

本法案は、地球温暖化による気候変動がもたらす被害を回避、軽減することを目指していますが、同時に、地球温暖化対策推進法の下で、温室効果ガスの排出削減対策を確実に進めていくこともこれまで大切です。

二〇一五年十二月、パリで開催されたCOP21において、世界の気温上昇を二度未満に抑えるためのパリ協定が採択されました。我が国は、二〇一三年度比で二〇三〇年度二六％の排出削減目標の達成に向け、地球温暖化対策計画に基づき、対策を着実に進めることとしております。さらに、パリ協定を踏まえて、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として、二〇五〇年までに八〇％の温室効果ガス排出削減を目指すこととしております。

そこで、大幅な排出削減を実現するために、革

新的技術の開発普及や温室効果ガス排出量が多い分野の抜本的な改善など、あらゆる方策を動員することが求められると考えておりますが、どのように取り組んでいくつもりでしょうか。

また、来年は、G20サミットが大阪、G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会議が長野県軽井沢で開催されることが決まりました。国内向けにはパリ協定の重要性を周知する、国際的には温室効果ガスの排出削減における我が国のプレゼンスを高めるいい機会であります。

今後、我が国の二〇五〇年までの長期戦略についてどのように検討を進めていくつもりなのか、この点を伺いし、私の質問といたします。(拍手)

〔国務大臣中川雅治君登壇、拍手〕

○国務大臣(中川雅治君) 滝沢議員から六問御質問いただきました。

まず、今後の気候変動とその影響についてのお尋ねがありました。

我が国の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら、百年当たり約一・二度Cのペースで上昇しています。将来の気温上昇は、世界各国における温室効果ガスの排出削減対策の程度により異なりますが、二十一世紀末の我が国の年平均気温は、二十世紀末と比較して一・一から四・四度C上昇すると予測されております。

降水量については、大雨の頻度が増える反面、降水の日数が減少する傾向が既に現れており、将来更にこの傾向が拡大すると予測されております。

我が国における気候変動の影響については、現時点において、農作物の収量の変化や品質の低下、漁獲量の変化、動植物の分布域の変化やサンゴの白化、桜の開花の早期化などが既に現れております。将来は、農作物の品質の一層の低下、多くの種の絶滅、渇水の深刻化、水害、土砂災害を起こし得る大雨の増加、高潮、高波リスクの増大、

夏季の熱波の頻度の増加などのおそれがあると予測されております。

次に、気候変動適応計画の着実な策定と実施についてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は、自然災害、農業、生物多様性など、様々な分野に及ぶものであり、気候変動適応計画の下、関係省庁が連携協力して適応策を推進していくことが重要です。

このため、本法案においては、例えば、関係省庁と協議しながら環境大臣が適応計画の案を策定することや、広域協議会において、地方環境事務所が旗振り役となつて国の出先機関同士で地域の実情に応じた協力を進めることなど、環境省が精力的に働きかけながら幅広い関係者の連携協力を推進するための規定を随所に盛り込んでいます。

さらに、本法案では、気候変動適応計画において関係省庁の連携協力体制を定めることとしており、関係省庁との連携をより強固なものとしてまいります。

これらの規定をてこに、環境省が旗振り役となつて新たな気候変動適応計画を策定し、関係省庁一丸となつて適応策を推進してまいります。

次に、関係研究機関との連携についてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は様々な分野に及ぶものであり、これらの影響に対処していくには、環境分野だけでなく、農林水産業、防災など、様々な分野の研究機関と連携し、情報の共有や研究開発を進めていくことが重要と考えております。

こうした観点から、本法案においては、適応の情報基盤の中核となる国立環境研究所が、農林水産省、国土交通省を始めとする関係省庁所管の研究機関との連携に努める旨の規定を盛り込んでいます。

また、地方の研究機関と国立環境研究所とが気候変動影響に関する情報を共有し、連携していく旨の規定も盛り込んでいます。

これらの規定の下で、国立環境研究所を中核として国や地方の研究機関との連携協力体制の構築を図り、様々な気候変動の影響に関する情報の共有や研究開発等を推進してまいります。

次に、適応の国際協力についてのお尋ねがありました。

開発途上国は気候変動に特に脆弱であり、開発途上国の適応能力の向上、さらには、インフラ輸出の促進という観点からも、適応に関する国際協力は重要と認識しています。

このため、環境省においては、バイの協力として、インドネシア、フィリピン、島嶼国などで、各国のニーズに応じて気候変動影響の将来予測や適応計画の策定の支援を行ってきました。

今後は、こうしたバイの協力を引き続き実施していくことに加え、マルチの協力として、アジア太平洋地域の適応に関する情報を一元的に提供するアジア太平洋気候変動適応プラットフォームを二〇二〇年までに構築してまいります。

これらのバイ、マルチの協力を通じて、開発途上国による科学的知見に基づく適応策の立案、実施に貢献するとともに、我が国の民間事業者が有する適応技術、サービスの国際展開を推進してまいります。

次に、長期的な温室効果ガスの排出削減についてのお尋ねがありました。

パリ協定の下で、世界は脱炭素社会に向けて大きく動いています。我が国も、優れた技術、ノウハウなどの強みを生かしながら、国内での温室効果ガスの大幅な排出削減を目指し、同時に、世界全体の排出削減に最大限貢献し、二〇五〇年、そして、その先の世界の脱炭素化を牽引してまいりたいと考えています。

一方、こうした大幅削減は、従来の取組の延長では実現が困難です。そのためには、大胆な脱炭素化の方向性を示し、社会のあらゆる分野で脱炭

素化に必要な投資やイノベーションを促していくことが重要です。

こうした観点から、気候変動対策を契機として、我が国の新たな成長につなげていく骨太な長期戦略の策定に取り組んでまいります。

最後に、長期戦略の検討についてのお尋ねがありました。

長期戦略については、世界の脱炭素化を牽引するとの決意の下、骨太な戦略とすることが重要です。こうした観点から、本年三月、環境省においては、長期大幅削減に向けた基本的考え方を取りまとめたところです。

この基本的考え方においては、革新的な技術のイノベーションはもとより、今ある技術を最大限普及させる経済社会システムのイノベーションが重要であるといった温室効果ガスの長期大幅削減の鍵となるメッセージ等を打ち出したところであります。

来年は我が国がG20議長国を務める重要な年であることも踏まえつつ、政府全体としての長期戦略の検討作業の加速化に向けて調整を進めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 磯崎哲史君。

(磯崎哲史君登壇、拍手)

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史です。

会派を代表して、ただいま議題となりました政府提出の気候変動適応法案について質問いたします。

本題に入る前に、一つの調査結果を紹介したいと思います。

本年一月から二月にかけて読売新聞社と早稲田大学現代政治経済研究所が行った共同世論調査によれば、政治家を信用していないとの回答が七三%、官僚を信用していないは七〇%と高い値を

示しました。これは、今もその真相が闇に閉ざされている国会での虚偽答弁、公文書の改ざん、事実の隠蔽などの不祥事が明らかになる前の調査結果です。

さらに、二日前には、安倍総理の国会答弁の信頼性を大きく揺るがす文書の存在が明らかとなりました。今同じ調査を行ったならば、果たして結果はどのようなものになるでしょうか。

今回の安倍政権下における不祥事の数々は、国民の皆さんが抱く国会議員への不信感を増大させることはあっても、その逆がないことは容易に想像が付きまします。こうした不信感を取り除く方法は不祥事の真相究明しかなく、その責任は安倍政権自身と現政権を支えている与党の皆さんにあることを自覚いただきたいと思います。

その上で、我々野党が要求する資料の提出や徹底審議に対して後ろ向きな態度を続ける安倍政権に対して、さらには、総理の記憶と愛媛県から提出された記録のどちらが正しいかを明らかにするためにも、その道義的責任において、与党の皆様におかれましては毅然とした態度で向かっていただきますことを改めて指摘をしておきたいと思ひます。

安倍総理におかれましては、これ以上の時間稼ぎを行うなど、その責任を果たすおつもりがないのであれば、早期に退陣をいただくことが政治の信頼を取り戻すことにつながることを申し上げ、以下、法案について質問いたします。

最初に、本法律案提出の経緯や背景について伺います。

気候変動対策は、一九九四年に発効した国連気候変動枠組条約の下で実施されており、パリ協定の二度C目標の合意など、その活動が行われてきました。

一方、気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第五次評価報告によれば、一九五〇年代以降

に観測された変化の多くは過去前例のないものであり、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオを取ったとしても、世界の平均気温は上昇し、二十一世紀末に向けて気候変動の影響リスクが高くなると予想されています。このため、温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めることが求められています。

我が国におきましても、近年、相次ぐ集中豪雨による被害の発生や、農作物の栽培可能地域の変化による収穫への影響など、日常生活で気候変動が実感されることが増えております。

このような適応に関わる課題に対して、これまで省庁単位、地域単位でそれぞれ取り組まれてきたものでありますが、本法律案は、適応策を法律に位置付けるということで、総合的に強力に実施していくことを目指すものだと思ひます。

しかし、経緯を振り返りますと、これまで国会の質疑でも適応策の法制化を求める指摘が繰り返されてきたところであります。平成二十八年の地球温暖化対策推進法の改正の際には、当時の民進党から適応計画の法定化を含む修正案が提出されましたが、否決をされております。

昨年夏に与党から適応策の法制化について提言があったとのことですが、本法律案提出の経緯及び背景を環境大臣に伺います。

次に、適応策と緩和策の関係について伺います。

本法律案の提出の理由は、現行の緩和策が十分に実施されても気候変動に対応できないからだと趣旨であります。パリ協定の二度C目標を達成したとしても、気候変動の影響は避けられないとされておりますので、これは当然であります。

衆議院での審議は、緩和策と適応策を地球温暖化対策推進法と気候変動適応法それぞれの法律の

下で全力で推進していくという趣旨の答弁がありました。適応はもちろん、緩和についてもこれまでに以上の取組が求められると考えますが、具体的に適応策と緩和策をどのように連携させて進めていくつもりか、環境大臣に伺います。

次に、地球温暖化対策税の使途について伺います。

石油石炭税にCO₂排出量に応じて上乗せされているいわゆる地球温暖化対策税の収収は、今年度のエネルギー対策特別会計の環境省所管予算として、一千五百億円にも及ぶ金額に急増しております。

地球温暖化対策税を含む石油石炭税の収収は、その性格上、本法律案の対象とする適応策よりも、緩和策において効率的に活用されるべきものだと考えます。そして、緩和策の確かな実施は、適応策推進の大前提となります。

新たな環境基本計画を実行に移していくために、今後どのように地球温暖化対策税の収収を活用していくつもりなのか、環境大臣に伺います。

次に、不必要な適応策実施への懸念に関して伺います。

適応策の実施の中心的な官庁は、国土交通省や農林水産省であろうかと思えます。もちろん、気候変動に備えての洪水対策や品種改良など、積極的に進めるべきことが多くあります。

しかし、その一方で、適応策の名目で予算を獲得し、実際には適応になっていないかどうかよく分からないような事業が行われることがあってはならないと考えます。

実際に実施された適応策が適切だったかどうかを評価する手法はまだ開発段階にとどまっているなど、不安な面があります。不必要な適応策実施を防止するための取組が機能するかどうか、環境大臣に伺います。

次に、国立環境研究所の役割に関して伺います。

本法律案では、国立環境研究所が、都道府県や市町村に対する地域気候変動適応計画の策定や推進に係る技術的援助を行うこととされております。

国立環境研究所では、広く環境分野全般に対する調査研究が行われていますが、特定の分野について技術的援助を行うという役割が法律に規定されたことはこれまでありませんでした。また、その一方で、地球温暖化対策推進法には、緩和の情報基盤として国立環境研究所を位置付けた条文はありません。

適応策に科学的知見が重要であることは承知をしておりますが、今回、法律案に国立環境研究所の役割をあえて明記した理由を環境大臣に伺います。また、こうした新たな業務の付与により、従来の調査研究がおろそかになることは避けなければなりません。国立環境研究所の体制確保への取組について環境大臣に伺います。

次に、地域での適応策の推進に関して伺います。

これまでの緩和を中心とした対策は、二酸化炭素の排出量を減らすことが主な対策ですから、再生可能エネルギーの推進といった全国共通の取組がまず大切となります。これに対して適応策は、気候変動影響の現れ方に地域的な特徴が強く出るため、地域の取組が重要と考えます。

適応計画を策定する地方公共団体は着実に増えつつあるようでありますが、その実施に苦慮している実態もあると承知をしております。そこで、地方公共団体による適応計画の策定状況を始めとする適応策推進の現状についてどのように評価しているのか、環境大臣に伺います。

国には適応計画の策定が義務付けられているのに対し、地方公共団体の適応計画は、地球温暖化

対策計画と同様に努力義務にとどめられております。

衆議院の答弁では、この点に関して、まだ具体的な適応策の検討が進んでいない地方公共団体もあるため、一律に計画策定を義務付けるのではなく、現時点では努力義務にしたこととあります。

しかし、適応策は、緩和策に比べても、地域の特性に応じたよりきめ細かい対応が必要となりますので、地域のステークホルダーが連携して適応策に取り組みことができるよう、計画を策定していくことがより重要と考えます。

特に市町村の間では適応策への取組において差が大きいことが指摘されており、前述の国立環境研究所も関連し、国によるサポート強化など、一層の推進が必要であると思いますが、環境大臣の認識を伺います。

以上、質問となりますが、こうした気候変動対策といった待ったなしの課題が山積する状況において、私たち国民民主党は、対決より解決の考えの下、様々な課題に対して今後も徹底審議を引き続き求めていくことを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣中川雅治君登壇、拍手)

○国務大臣(中川雅治君) 磯崎議員から七問御質問いただきました。

まず、本法案の提出経緯及び背景についてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は様々な分野において全国各地で現れており、今後更に深刻化するおそれがあります。このため、将来の気候変動の影響に関する科学的知見に基づき、適応策を充実強化することが重要です。

こうした認識の下、政府においては、平成二十七年に気候変動影響評価の報告書を取りまとめ

した。その上で、適応計画を閣議決定し、本計画の下で各省庁が適応策を実施してきているところです。さらに、平成二十八年には適応の情報基盤である気候変動適応情報プラットフォームを構築し、平成二十九年には適応計画のフォローアップを行ってまいります。

こうした取組を着実に進めてきた結果として、また、各方面からいただいた御提言、御要望も踏まえ、今般、我が国の適応策を法的に明確に位置付け、国のみならず、地方公共団体、事業者、国民と連携協力して適応策を更に強力に推進するための本法案を国会に提出し、御審議いただくこととしたものです。

次に、適応策と緩和策の連携についてのお尋ねがありました。

気候変動の脅威に対応するには、緩和策と適応策の二つを車の両輪として進める必要があります。

本法案の下、適応策を充実強化させていくと同時に、地球温暖化対策推進法の下で地球温暖化を防止する緩和策に全力で取り組んでまいります。

具体的には、適応策については、本法案に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の役割を明確化し、新しい法定の気候変動適応計画の下で関係者が一丸となつて適応策を強力に推進したいと考えております。

緩和策については、二〇三〇年度二六％削減の達成、二〇五〇年八〇％削減、そして、その先の世界全体での脱炭素社会の構築に向けて、地球温暖化対策推進法に基づき、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入等の対策をしっかりと進めてまいります。

地球温暖化対策推進法と今回御審議いただく本法案の二つを礎に、緩和策と適応策を共にしっかりと推進してまいります。

地球温暖化対策税の使途についてのお尋ねがありました。

地球温暖化対策税の収収は、従来より、適応策ではなく、省エネの推進、再エネの導入支援等の緩和策、すなわちCO₂排出抑制対策に活用しています。

第五次環境基本計画では、あらゆる観点からのイノベーションの創出や経済社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくという理念を掲げております。この理念を実現すべく、地球温暖化対策税の収収を活用し、CO₂削減に資する技術の開発、実証、行動科学の手法やデジタル技術も活用した経済社会システムの脱炭素化、環境省再エネ加速化・最大化促進プログラムに基づく地域の脱炭素化と地方創生の同時実現等を実施してまいります。

次に、不必要な適応策を防止するための取組についてのお尋ねがありました。

本法案では、国立環境研究所が中核となつて科学的な適応の情報基盤を構築し、国、地方公共団体、事業者等が効果的に適応策を実施できるよう、将来の気候変動影響に関する精度の高い情報を提供していくこととしています。これにより、適応策の観点から、効果的かつ効率的な事業の推進を図ってまいります。

また、本法案では、気候変動適応計画に基づく施策の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発に努める旨規定するとともに、気候変動適応計画を必要に応じて見直すこととしております。

これらの仕組みにより、適応策を具体的に実施するそれぞれの府省庁において、必要性や緊急性を踏まえ、適応策の効果的かつ効率的な実施が図られるものと考えております。さらに、環境省としては、関係府省庁と連携し、適応策の進捗状況の定期的な把握や気候変動適応計画の見直しを行うとともに、本法案に基づいて速やかに評価手法

の開発に取り組み、効果的なPDCA手法の確立に努めてまいります。

次に、適応法案への国立環境研究所の役割の明記及び体制確保についてのお尋ねがありました。気候変動への適応を進めるためには、将来予測に関する知見が必要となります。国立環境研究所には、気候変動の影響や将来予測に関する研究、さらに適応に関する情報基盤構築の実績があります。

国立環境研究所における気候変動の影響に関する情報の収集、分析、提供、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を本法案に位置付けることで、地域レベルで実効性の高い適応策を展開してまいります。

また、従来進めている調査研究に加え、この法案に基づく新たな業務も着実に進めることができるよう、国立環境研究所の組織、人員を含め、必要な体制の整備を進めてまいります。環境省としても、引き続き、国立環境研究所の体制整備を支援してまいります。

次に、地方公共団体の適応策推進の現状についてのお尋ねがありました。

地方公共団体においては、現在、四十三都道府県、十八政令指定都市、さらには、それ以外の一部の市町村や特別区においても適応に関する計画が策定されているものと承知しております。

また、適応計画の策定以外にも、例えば、地域レベルの気候変動影響に関する調査や、米などの高温耐性品種の開発、洪水ハザードマップの作成、熱中症やヒートアイランド対策などの適応の取組が進んでいるものと認識しております。こうした地方公共団体の自主的、積極的な取組は極めて重要であり、今後更に後押しする必要があると考えております。

最後に、地方公共団体における計画策定とそのサポートについてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は地域により異なり、また、特に市町村においては適応策の取組状況も差が大きいことから、地域の幅広い関係者の連携の下、市町村を含む地方公共団体の取組をしっかりと後押ししていくことが重要と認識しています。

こうした観点から、本法案では、地域における関係者の連携を更に強化するため、広域協議会に関する規定を盛り込んだところです。

また、本法案においては、地方公共団体に対して国立環境研究所が技術的サポートを行うものとしております。

今後は、環境省としても積極的に各地域に足を運び、本法案に基づき、環境省が旗振り役となつて、地域のステークホルダーとの連携の下、地方公共団体の取組をしっかりと後押ししてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 牧山ひろえ君。

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君 立憲民主党・民友会の牧山ひろえです。

会派を代表して質問いたします。

驚きの文書が出てきました。愛媛県が本予算委員会宛てに提出してくださった資料です。二月二十五日に加計学園理事長が総理と面談、理事長から国際水準の獣医学教育を目指すことなどを説明、首相からはそういう新しい獣医学の考えはいいねとのコメントあり。大変生々しい、リアルさを感じる表現です。

これらが本当であれば、これまでの総理や柳瀬元秘書官の国会答弁が虚偽となる内容です。首相案件、官邸の最高レベル、総理の御意向という文言の信憑性は、より深まっています。

愛媛県には記録も記憶もある。片や、記録も記憶も曖昧で、鮮明な記憶は都合の良いことだけ。どちらが信用されるでしょうか。また、政府は、

認識が違ふなどと答弁していますが、合理的に考えて、愛媛県にうそをつく理由はありません。なぜそれが分からないのでしょうか。

安倍総理は、森友、加計学園疑惑をめぐって、これまで、うみを出し切る、真摯に説明責任を果たす、行政の長として責任を痛感などと発言されています。しかし、言葉は踊れどが実態です。

認識が違ふというのであれば、そして、うみを出し切り、説明責任を果たすために、なぜ柳瀬元首相秘書官や加計理事長に証人として、また中村愛媛県知事に参考人として国会に来ていただき、真実を究明することができないのでしょうか。官房長官の認識を伺います。

それでは、ただいま議題となりました気候変動適応法案について質問いたします。

気候変動は、気温上昇だけでなく、大洪水、大干ばつ、大寒波、ハリケーンや台風の巨大化など、地球上あらゆる場所で様々な自然災害となつて顕在化しています。

気候変動問題に関する国際的枠組み、パリ協定は、産業革命前からの気温上昇を二度未満、できれば一・五度に抑えることを目指しています。しかし、既に平均気温は一度上昇しており、今まさに対策を進めていく必要があります。地球温暖化が進行することで、より深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が起こる可能性が高まります。私たちは将来世代に対して責任があります。私たちが便利な生活を受取るツケを将来世代に回すわけにはいきません。

これまでの気候変動対策に関する消極的姿勢を転換して、将来世代へとつなぐ低炭素社会を実現する必要があります。気候変動政策に関する日本の強い決意を世界に発信し、国内における社会的機運の醸成を図るため、気候変動COPの日本開催を誘致するなど、国際社会をリードする存在、すなわち気候変動政策のトップランナーを目指す

べきと考えますが、環境大臣の御認識を伺います。

日本は、温室効果ガスの排出を二〇五〇年には八〇％削減するという目標を掲げています。この目標を達成するためには、政府を始めとして、自治体、産業界、そして国民など、あらゆる主体がビジョンを共有し、連携して整合性のある取組を行う必要があります。そのためには、二〇五〇年に向けた長期戦略を早期に策定すべきと考えますが、この長期計画は、いつ頃、どのような方針で策定されるのか、環境大臣にお伺いいたします。

次に、緩和策と適応策の関係について伺います。

政府は、常々、気候変動対策は緩和策と適応策の両輪をもって推進されると主張しております。これは、充実した緩和策を行わなければ、気候変動の影響に社会が適応できる水準を超えてしまうからだと理解しています。最大の気候変動適応策は緩和策であると国際的にも指摘されているのです。例えば、英国では、気候変動法という一つの大きな法案の中で緩和策と適応策の両方が規定され、それぞれの連携が取られることで包括的な気候変動対策が実施されており、気候変動対策の先進的な取組との評価を受けております。

しかしながら、適応策と緩和策の関係を本法案に位置付けることについて、政府は、衆議院の審議でかたくなに否定しています。これでは、気候変動への取組の施策はそれぞれ独立のものとして捉えられるおそれがあります。なぜ適応策と緩和策の関係について本法案の中でしっかりと規定されないのか、その理由を御説明ください。

適応策の実施には、予算の裏付けが欠かせません。特に、自治体に対し国が予算を付けないと、適応策の実効性が担保されるのか不安が残ります。その一方で、国の財政赤字が続く中で新法が予算獲得の名目として使われ、必要性の高くない

公共事業などの予算獲得が進められる懸念も指摘されています。

適応策は各省の施策の単なる寄せ集めであつてはならず、優先順位を付けることなどによって総合的な適応策が実施されていかなければならないと考えます。衆議院においては適応策の実施について各省任せとも取れる答弁がなされていましたが、環境大臣がリーダーシップを持って関連施策を主導していくべきではないでしょうか。環境大臣の御所見を伺います。

適応策の評価についてお伺いいたします。

本法律案では、気候変動適応の効果の評価手法の開発が努力義務とされています。ですが、気候変動適応計画の見直しをより実効性あるものとするためには、適応策の効果の評価は必須です。どのような体制とスケジュールで評価手法の開発をされるのか、具体的にお答えいただきたいと思ひます。

また、気候変動対策の先進国というべき英国では、政府から独立した専門的顧問機関、気候変動委員会も設置され、政府に対して様々な提言、報告を行っています。この委員会の設置により、気候変動対策の透明性と説明責任を確実に担保できるようにしているのです。これに倣い、日本でも、評価情報の的確性、計画内容の妥当性を確保するためには、独立した第三者機関の評価と勧告の仕組みが必要であり、これを法に位置付けるべきと考えますが、環境大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

気候変動適応の取組を効率的に進めていくためには、国民の理解が必須です。しかし、内閣府が平成二十八年に行った地球温暖化対策に関する世論調査の取りまとめによりますと、気候変動の影響への適応については過半数以上が知らなかったと回答しています。行政と企業、市民が気候変動への問題意識を一致させ、制度や暮らしの見直し

を進めていかなければなりません。

今回の法制定を適応策の重要性を周知する契機とするべきと考えますが、気候変動適応を推進するために、国民などに対しどのような周知、広報及び普及啓発を行っていくお考えでしょうか。具体的にお答えください。

気候変動の影響が拡大する中で、遅まきながら、我が国でも気候変動適応法案が提出されたことは歓迎すべきことです。ですが、ドイツの環境NGO、ジャーマンウォッチによる各国の気候変動対策の取組ランキングでは、日本は全体の五十位と位置付けられ、非常に悪いと評されています。今からでも遅くありません。日本から世界の気候変動対策を変えていくようではありませんか。

本法案の成立がそのための契機になることを祈念し、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣中川雅治君登壇、拍手)

○国務大臣(中川雅治君) 牧山議員から七問御質問をいただきました。

まず、気候変動政策のトップランナーを目指すべきとお尋ねがありました。

一昨年、我が国が議長国を務めた伊勢志摩サミットにおいても、世界経済の脱炭素化に向けて取組を加速していく決意をG7の首脳宣言に明記したところです。

我が国は、水素エネルギーや蓄電関連の技術など、国際的に高い競争力を持つ優れた環境技術を数多く有しています。こうした強みを存分に生かし、温室効果ガスの国内での大幅な排出削減を目指すのみならず、世界全体の排出削減に最大限貢献し、世界の脱炭素化を牽引していく決意です。

来年は、我が国が議長国となってG20を開催することとしております。また、今年十二月にはポージランドでCOP24が開催されます。このような国際会議の場を活用し、脱炭素化に向けた我が国の決意を国内外にしっかりと発信してまいります。

次に、長期戦略の策定方針についてのお尋ねがありました。

我が国には、水素エネルギーや蓄電関連の技術など、国際的に高い競争力を持つ環境技術が多く存在します。こうした強みを十分に生かすことで、国内での温室効果ガスの大幅な排出削減を目指し、同時に、世界全体の排出削減に最大限貢献し、二〇五〇年、そして、その先の世界の脱炭素化を牽引してまいりたいと考えています。

一方、こうした大幅削減は、従来の取組の延長では実現が困難です。あらゆる主体が脱炭素化に向けたビジョンを共有し、連携した取組を行うことにより、脱炭素化に必要な投資やイノベーションを促していくことが重要です。

このための長期戦略について、二〇二〇年の期限に十分先立って策定していくこととしており、政府全体としての検討作業の加速化に向けて調整を進めてまいります。

次に、適応策と緩和策の関係についてのお尋ねがありました。

緩和策と適応策は、車の両輪というべき関係で、どちらもそれぞれしっかりと推進すべきものです。こうした観点から、緩和策と適応策をそれぞれ個別の法制度に基づいてしっかりと推進することとする現在の案がよいと考えております。

気候変動対策のうち、緩和策の重要性については既に地球温暖化対策推進法に明記されており、適応策についてはこれまで法的な位置付けがありませんでした。地球温暖化対策推進法と今回の法案により、緩和策と適応策を車の両輪として進めるための法的基盤が整うこととなります。

地球温暖化対策推進法と今回御審議いただく本法案の二つを礎に、緩和策と適応策をしっかりと推進してまいります。

次に、環境大臣が関連施策を主導すべきとお尋ねがありました。

気候変動の影響は、自然災害、農業、生物多様

性など、様々な分野に及ぶものであり、適応策を推進するに当たっては、関係省庁等との連携協力が不可欠です。

このため、本法案においては、例えば、関係省庁と協議しながら環境大臣が適応計画の案を策定することや、広域協議会において、地方環境事務所が旗振り役となつて、国の出先機関同士で地域の実情に応じた協力を進めることなど、環境省が精力的に働きかけながら、幅広い関係者の連携協力を推進するための規定を随所に盛り込んでいます。

また、本法案は、適応の情報基盤の中核として、環境省が所管する国立環境研究所が国や地方の研究機関と連携していく旨の規定を盛り込んでいます。

これらの規定をてこに、環境大臣の主導の下、国や地域レベルで関係機関の連携協力を一層強化して、必要性の高い適応策を行わないようにし、適応策の実効性が担保されるように努めてまいります。

次に、適応の効果の評価手法の開発についてのお尋ねがありました。

適応策の効果把握、評価する手法は、適切な指標の設定が困難であること、適応策の効果の評価するには長い期間を要すること等の課題があり、諸外国においても具体的な手法はまだ確立されておられません。

こうした課題があるものの、気候変動適応計画の進捗管理においては、それぞれの施策が気候変動の影響による被害の回避、軽減にどれだけ貢献したのかなど、適応策の効果を定量的に把握、評価していくことが重要と考えております。

このため、本法案では、政府は、気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、及び評価する手法を開発する旨規定しております。

環境省としては、諸外国の検討状況の情報収

集、調査研究の推進、地方公共団体や民間事業者の取組事例の収集等を通じて、関係省庁の連絡会議の場などを活用し、関係省庁と連携しながら、適応策の効果把握、評価する手法の開発に向けてできる限り速やかに取組を進めてまいります。

次に、第三者機関による評価、勧告の仕組みについてのお尋ねがありました。

気候変動影響の評価については、最新の科学的知見を踏まえ客観的に行うことが重要であることから、本法案においては、専門家により構成される中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととしております。

また、気候変動適応計画については、専門家からの意見聴取やパブリックコメント等を通じて、多様な関係者の意見を聞きながら策定や見直しを行うこととしております。

こうした考えの下、本法案においては独立した第三者機関の評価と勧告の仕組みを位置付けておりませんが、審議会での議論やパブリックコメント等のプロセスを通じて、気候変動影響評価の的確性や気候変動適応計画の妥当性を確保し、適応策の充実強化を進めてまいります。

最後に、国民への普及啓発についてのお尋ねがありました。

気候変動による影響は、真夏日、猛暑日の日数の増加や、桜の開花日の早まり、大雨の頻度の増加、強い台風の発生数の増加等、国民一人一人の生活にも密接な関わりがあるものです。

こうした観点も含めて、環境省においては、平成二十八年に気候変動適応情報プラットフォームを立ち上げ、関係省庁と連携して、気候変動の影響や適応策についての様々な情報をインターネット等を通じて広く発信してきたところです。

さらに、本法案においては、国が適応の重要性に関する国民の関心と理解を深めるための措置を講ずる旨の規定を盛り込んだところです。本法案

は適応という言葉が国民に知っていただく絶好の機会であり、気候変動適応情報プラットフォームの更なる充実、広報資料の作成や各地でのセミナーの開催などを通じて、国民の理解を深める取組を更に強化してまいります。(拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 愛媛県の文書についてお尋ねがありました。

まず、御指摘の総理の面会につきましては、既に総理御自身が、平成二十七年二月二十五日に加計理事長とお会いをしておらず、念のため入邸記録も調査しましたが、加計理事長が官邸を来訪した記録は確認できませんでしたと御説明していただいております。

また、総理は、加計理事長とは獣医学部の新設について話をしたことはないといふと繰り返して説明されており、それが全てであります。

その上で、愛媛県の作成した文書の評価については、政府としてコメントする立場にはありません。

政府としては、国民の厳しい視線が向けられていることをしっかりと受け止めながら、今後とも、事実に基づき丁寧な上にも丁寧な説明を心掛け、説明責任を果たしてまいりたいと思っております。

いづれにしても、国会の運営については、国会においてお決めいただくことだと認識をいたしております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) しばらくお待ちください。

○議長(伊達忠一君) 武田良介君。

〔武田良介君登壇、拍手〕

○武田良介君 日本共産党を代表して、気候変動適応法案について質問します。

法案質問に先立って二点お聞きします。

本院予算委員会の求めに応じて愛媛県が提出した文書には、二〇一五年二月に安倍総理が加計孝

太郎氏と面談し、加計学園への獣医学部計画について総理が説明を受け、いいねと応じたことと記されています。加計問題に関して、総理と政府が国会を一年以上にわたって欺き続けてきたとの疑いを決定的に深めるものであり、総理の進退に関わる重大な問題です。

菅官房長官は、当時の官邸の入邸記録が破棄されているため面会は確認できなかったと会見で語りました。記録がないということは、面会の事実を否定する根拠もないということですね。

記憶もない、記録もないと居直るのはいいかげんにやめてもらいたい。物的証拠として明らかにされた数々の文書は、全て加計ありき、官邸ありきを裏付けているではありませんか。うそ偽りなく国民と国会に誠実に真実を語るときです。その姿勢はありますか。

以上、官房長官の答弁を求めます。

真相究明のため、加計孝太郎氏、柳瀬唯夫元総理秘書官の証人喚問、中村時広愛媛県知事の参考人招致は不可欠です。与党が応じれば実現できるのです。その決断を強く求めるものです。

もう一点、新潟県柏崎刈羽原発問題です。

原子力規制委員会は、昨年十二月、柏崎刈羽原発六、七号機が新規規制基準に適合したとして設置変更許可を出しました。ところが、東京電力は、許可後に、安全上重要な施設であるフィルターベントの基礎部分などが液状化で損傷する可能性があると言いました。同原発は、中越沖地震の経験を経て、豆腐の上の原発と表現されるほど緩い地盤の上に立つ原発であることが指摘されてきました。原子力規制委員会が許可を出したこと自体が誤り、再稼働反対の声が広がっています。政府は、この県民の声を押し切るつもりですか。経産大臣の答弁を求めます。

本法案は、気候変動による幅広い分野での影響が指摘されている下で、それに対する適応策の推

進を図ろうとするものです。それ自体は当然です。

気候変動枠組条約締約国会議、COP21において、国連加盟百二十二か国の賛成で採択されたパリ協定では、気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減対策である緩和策と、気候変動の影響による被害の回避、軽減策である適応策を一体的に位置付けています。これに基づき、諸外国では、緩和策と適応策を一体とした対応を取っています。しかし、本法案は緩和策と切り離して適応計画だけを整備するものとなっております。なぜ、緩和策と適応策を一体に位置付けなかったのですか。緩和策との一体的推進が必要ではありませんか。

れます。国内に多数の新設計画がありますが、これを今認めてしまえば、二〇五〇年を越えて、大量のCO₂を排出することになってしまいます。環境大臣は、石炭火力発電所の建設に関する環境アセスの意見で、是認し難いと繰り返し述べてきました。そうであれば、石炭火力発電所の新増設は認められないと明言をし、中止をさせていくべきではありませんか。

石炭火力を海外に輸出しようとしていることにも、国際社会から厳しい目が向けられています。石炭火力発電所の海外輸出推進をやめさせる立場で対応すべきではありませんか。環境大臣、お答えください。

温室効果ガスの排出削減の足かせになっているのがエネルギー基本計画です。

経産大臣にお聞きします。

経済産業省のエネルギー基本計画を議論する審議会が発表した第五次エネルギー基本計画案では、石炭火力発電を重要なベースロード電源と位置付けて、二〇三〇年の電源構成でも二六%としています。石炭火力をベースロード電源と位置付けていては、温室効果ガスの削減に本腰が入るはずがありません。改めるべきではありませんか。エネルギー基本計画は、原発についてもベースロード電源と位置付けています。原発依存が再生可能エネルギーの普及への足かせとなるとの認識はないのですか。

気候変動対策で優先すべきは、温室効果ガスの排出削減である緩和策です。緩和策が最大の適応策であると考えますが、どうお考えですか。

以上、環境大臣の答弁を求めます。

緩和策をどう進めるかについてお聞きします。

パリ協定は、地球上の気温上昇を二度以内に抑えるという目標を示しています。しかし、現在各国が示している温室効果ガスの削減目標を合わせると、二度目標を達成できないことが指摘されています。しかも、日本の二〇三〇年までの削減目標は、一九九〇年比で一八%削減と、他の先進国に比べて非常に低いと批判されています。

パリ協定の目標達成は、日本の国際社会に対する約束です。日本は世界第五位の温室効果ガス排出国です。環境大臣、日本の削減目標を引き上げるべきではありませんか。

石炭火力発電は、政府が幾ら高効率率のものに限ると言っても、LNG火力発電の約二倍のCO₂を排出します。その石炭火力発電所を日本国内で新設しようという案件が二〇一二年以降で約四十基もあることは、とても信じられません。石炭火力発電所は、新設すれば稼働年数四十年とも言われ

るべきではありませんか。前回のエネルギー基本計画から二〇三〇年の電源構成は変わっていません。これでは、再生可能エネルギーを普及させる姿勢がないと言わざるを得ません。当面、少なくとも二〇三〇年に再生可能エネルギーを四〇%まで引き上げるべきです。

以上、経産大臣の答弁を求めます。

緩和策を重視するとともに、適応策を実効性あるものとするため、環境大臣にお聞きします。

地方公共団体、とりわけ市町村段階では、気候変動による影響モニタリングや将来の影響をシミュレーションする体制を整備できないことが課題となっております。地域では、情報や人材、ノウハウ、財源も不足しているのが現状であり、国の財政的、技術的な支援が不可欠であると考えますが、国はどう支援をされますか。

実効性のある適応策を推進するためには、科学的評価に基づく対策の推進が必要です。正確な科学的評価のため、情報基盤の整備と評価手法の確立が重要となりますが、どのように進めていくのですか。

気候変動は、既に地球規模での大問題として生起しています。パリ協定の掲げた目標を達成するために、日本が率先して取り組む必要性を重ねて訴えて、質問いたします。(拍手)

〔国務大臣(中川雅治君) 武田議員より、大きく六問御質問いただきました。〕

まず、緩和策と適応策を一体的に位置付けない理由、一体的推進の必要性、また、緩和策が最大の適応策であるとお考えに対する認識についてのお尋ねがありました。

緩和策と適応策は、車の両輪というべき関係にあり、それぞれ個別の法制度に基づいてしっかりと推進すべきものです。

緩和策については既に地球温暖化対策推進法に

基づく対応が進められていますが、適応策についてはこれまで法的な位置付けがありませんでした。このため、地球温暖化対策推進法と今回の法案により、緩和策と適応策を車の両輪として進めるための法的基盤を整えることとしたいと考えております。

また、緩和策が最大の適応策とお考えに關して、緩和策が重要であることは言うまでもないことであり、それは既に地球温暖化対策推進法に明記されているところです。

地球温暖化対策推進法と今回御審議いただく本法案の二つを礎に、緩和策と適応策を共にしっかりと推進してまいります。

次に、削減目標の引上げについてのお尋ねがありました。

パリ協定は、二度目標の達成のため、今世紀後半に温室効果ガスの実質排出ゼロを目指して各国の取組を前進させていく歴史的な枠組みであり、この趣旨を十分に考慮し、全ての国が脱炭素化に向けて取り組んでいくべきと考えております。

我が国においては、平成二十八年五月に閣議決定した地球温暖化対策計画に基づく取組を着実に実施し、まずは二〇三〇年度二六%削減目標を達成することが重要です。

また、同計画では、対策、施策の進捗状況を毎年厳格に点検するとともに、少なくとも三年ごとに目標及び施策について検討を行い、必要に応じて計画を見直すこととしております。

パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの国内での大幅な排出削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献してまいります。

次に、石炭火力発電についてのお尋ねがありました。

石炭火力発電は、最新鋭技術でもCO₂排出係数が天然ガス火力の約二倍です。また、御指摘の

とあり、我が国においては多数の新増設計画があり、仮にこれらの計画が全て実行されると、我が国の二〇三〇年度の削減目標の達成は困難となります。

さらに、世界の流れを見ますと、パリ協定が発効し、諸外国で石炭火力発電に対する抑制の動きがある中、ビジネスも投資家も脱石炭に向けてかじを切っております。こうした中で、二〇五〇年八〇％削減、そして、その先の世界全体での脱炭素社会の構築に向けて、石炭火力発電は抑制し、さらには、CCS付き石炭火力発電以外は卒業していく必要があると考えています。

こうした認識の下、環境省としては、今後も石炭火力発電の新増設については引き続き厳しい姿勢で臨んでいきたいと考えております。

次に、石炭火力発電所の海外輸出についてのお尋ねがありました。

我が国は、パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再エネや水素なども含め、CO₂排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、その選択に応じた支援を行います。その際、我が国としては、再エネ、水素の促進に積極的に取り組んでまいります。

こうした提案、支援を含めた低炭素型インフラ輸出を積極的に進める中で、エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、当該国から我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超超臨界圧以上の発電設備について導入を支援することとしております。

一方、世界に目を向けると、石炭火力発電所に対する新規融資の中止や融資を引き揚げる動きが続いております。こうした世界の潮流にも目を向

け、我が国においても石炭火力発電所への融資については適切な対応を取っていくことが必要と考えております。

次に、地方公共団体への支援についてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は、地域の気候や社会経済状況により異なることから、地域レベルのきめ細かな気候変動影響の予測に基づき、地域の実情に応じた適応策を進めていくことが重要で、

このため、環境省は、農林水産省、国土交通省と連携し、地域における気候変動影響の将来予測に関する調査や科学的知見に基づく適応策の検討を進めることなどにより、地方公共団体の取組を支援してまいります。

引き続きこのような支援を行っていくとともに、計画策定マニュアルの作成、提供、国立環境研究所による気候変動影響に関する情報の提供等の技術的サポート、地域協議会を通じた優良事例の共有や地域の関係者による連携協力の推進などを通じて、地方公共団体における適応策の実施を後押ししてまいります。

最後に、気候変動の影響に関する科学的な評価のための情報基盤の整備と評価手法の確立についてのお尋ねがありました。

気候変動は、農業、自然災害、生物多様性など、様々な分野に影響を及ぼします。これらの分野に対して影響評価するためには、環境分野だけでなく、気象、農業、防災など、様々な分野の科学的知見を充実し、集約する必要があります。

このため、国立環境研究所が中核となつて、国や地方の関係研究機関との連携協力体制の構築を図り、気候変動適応情報プラットフォームに情報を集約して情報基盤を整備し、様々な気候変動の影響に関する情報を提供してまいります。

また、国立環境研究所に集約、蓄積した情報や関係する最新の科学的な知見を踏まえ、おおむね

五年ごとに中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動の影響を評価することとしております。この中で、科学的な知見の充実に合わせて評価手法も改善しつつ、気候変動の影響の評価を行ってまいります。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 愛媛県の文書についてお尋ねがありました。

官邸への入邸記録については、使用目的終了後、遅滞なく破棄する取扱いとされております。その上で、平成二十七年二月二十五日に加計理事長が官邸に来訪したかどうかについて、念のため、当時の入邸記録が残っていないか調査を行いました。確認できませんでした。

御指摘の総理の面会につきましては、既に総理御自身が、平成二十七年二月二十五日、加計理事長とお会いをしたことはありまないと説明されておりました。

加計問題に関する政府の説明姿勢についてお尋ねがありました。

今回のプロセスは、特区の指定、規制改革項目の追加、事業者の選定、いずれについても関係法令に基づき適正に行われました。

事業者の選定等のプロセスを主導した八田座長を始め民間有識者の皆さんは、一点の曇りもないと繰り返し述べておられるとおりであります。

政府としては、国民の厳しい視線が向けられていることをしっかりと受け止めながら、今後とも、事実に基づき丁寧な説明を心掛け、説明責任を果たしてまいりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○国務大臣(世耕弘成君) 武田議員にお答えいたします。

月に設置変更許可を取得し、現在、原子力規制委員会によって安全審査が行われているものと承知をしております。

原子力発電所については、高い独立性を有する原子力規制委員会によって、科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた場合、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるとというのが政府の一貫した方針です。

いずれにせよ、政府としては、再稼働に当たっては、引き続き、立地自治体を始め関係者の声にしっかりと耳を傾けるとともに、国民の皆様丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

石炭火力発電についてお尋ねがありました。

第五次エネルギー基本計画では、石炭火力をベースロード電源と位置付けています。これは、石炭火力や原子力などのベースロード電源、LNG火力などのミドル・ピーク電源、再生可能エネルギーをうまく組み合わせることで3EプラスSを同時達成することが電力供給上は重要であることを示しています。

石炭火力は、安定供給や経済性の面で優れており、一定程度の活用を図っていくことが適切ですが、CO₂という環境面での課題があることから、一定の歯止めも必要と考えています。

環境面での課題については、環境省とも合意の上、エネルギー供給構造高度化法と省エネ法による新たな規制の枠組みを導入したところです。今後、この枠組みに基づき、着実に石炭火力発電の活用を図ってまいります。

原子力発電と再生可能エネルギーの普及についてお尋ねがありました。

我が国の電力供給は、東日本大震災後の原子力発電所の停止等により、化石燃料に八割以上も依存する構造となっており、エネルギー安全保障、

温暖化対策、発電コストといった面で大きな課題に直面をしています。

再エネと原子力を二者択一のものとするのではなく、エネルギーミックスにおけるゼロエミッション電源比率四四％の実現に向け取り組んでいくことが必要と考えます。

エネルギー基本計画と原発再稼働についてお尋ねがありました。

現行のエネルギー基本計画及び新たなエネルギー基本計画の素案において、原発依存度については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させることとしています。

また、将来のエネルギー需給構造の見直しを示したエネルギーミックスでは、東日本大震災前に約三割を占めていた原発依存度は、二〇から二二％程度へと大きく低減することとしています。

原発については、安全性が最優先です。そのため、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められた原発のみ、地元理解を得ながら、再稼働を進めてまいります。

エネルギーミックスの再エネ比率についてお尋ねがありました。

エネルギーミックスで掲げる二〇三〇年度の再エネ比率二二から二四％を国民負担約三兆円で実現するということは、欧州と比べて日本の再エネコストがいまだ高い中で、国民負担の抑制を図りつつ、水力を除いた再エネ比率を現在の二倍にするという極めて野心的な水準です。

仮に二〇三〇年再エネ比率四割を実現する場合、単純に試算すると国民負担の水準も現在の想定の一割となることから、コスト低減の道筋が明確になって初めて、再エネ比率四割という目標が現実味を帯びてくるものと考えられます。

エネルギーミックスで示した比率以上の再エネの導入が阻害されるものではありませんが、まず

は、エネルギーミックスの実現に向けて、入札制の活用など、コスト低減の取組を強化しつつ、系統制約の克服や調整力の確保などの再エネ導入拡大の取組を一つ一つ進めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 片山大介君。

(片山大介君登壇、拍手)

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。

私は、我が党を代表して、気候変動適応法案について質問いたします。

近年、気候変動の及ぼす影響が顕在化し、世界中で異常気象によるハリケーンや洪水、干ばつといった自然災害が頻発しています。我が国でも、去年七月に九州北部地方で、これまでの観測記録を更新する集中豪雨が発生し、大きな被害を出しました。また、日本近海の海水温の上昇の影響により、発生する台風規模も巨大化しています。

今後、ゲリラ豪雨などによる自然災害リスクも高まってきています。そうした中、我が国でも、温室効果ガスの排出抑制を行う緩やかでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めることが求められるようになり、三年前に、我が国で初めてとなる気候変動の影響への適応計画が閣議決定されました。そして、今回、その計画を法的に位置付けようということですが、以前から適応策の法制化を求める意見はあったものの、法制化には至りませんでした。

大臣は、さきの衆議院の本会議で、その後、機運が高まったため本法案の提出となったと答弁していますが、一度法制化をしないという判断をし、さらに、現行の計画に伴うフォローアップは去年十月に初めて行われたばかりです。そうした中での法案提出は、少し急な印象を受けます。なぜこの時期に法制化するのか、そして、その立法事実について、大臣に改めて伺いたいと思います。

また、地球温暖化対策については地球温暖化対策推進法があり、温室効果ガスの排出削減に向け、削減目標の達成に向けた取組が現在進められています。地球温暖化は人為的な温室効果ガスの排出による影響の可能性が極めて高いというのが政府の立場ですので、既に制定されている地球温暖化対策推進法は同様の考えが反映されていると思います。

今回、気候変動に対しても人為的な影響によると考えるのであれば、地球温暖化対策推進法の改正でも対応が可能であったと思いますが、今回新たな法案として提出したのはなぜか、環境大臣、お答えください。

本法案では、適応計画の見直しは気候変動影響評価などを勘案して検討を加え、必要があると認めるときは速やかにこれを変更しなければならぬとあります。その一方で、気候変動影響評価はおおむね五年ごとに行うと規定されています。影響評価がおおむね五年ごとに行われるのであれば、その結果を踏まえ、速やかに適応計画を変更することが必要はなはず。

あらかじめ計画変更の目安となる期間を規定しておくべきと考えますが、法文上、計画の見直し時期と影響評価が連動されていない理由はなぜでしょうか。また、気候変動影響評価と適応計画の見直しについてはどのような関係性を想定しているのでしょうか。大臣、具体的にお答えください。

次に、適応計画に対するフォローアップ、すなわち進捗管理の在り方について質問いたします。現行の適応計画について、去年十月に行われた進捗管理の結果を見ると、事業を実施する省庁による自己評価に近い内容になっています。イギリスでは第三者委員会によって進捗管理が行われていますが、我が国においても、関係省庁による連

絡会議の場ではなく中央環境審議会を関与させるなど、専門性と客観性を担保した上で進捗管理を進めるべきではないでしょうか。大臣の御所見を伺います。

次に、適応計画の評価手法について質問いたします。

おとしまとめられた諸外国における適応計画の進捗管理等調査報告書では、調査対象の英独仏米韓の五か国について、進捗管理に必要な具体的な指標の検討とこれを用いた評価の試行が進みつつあることが明らかになった、このように報告されています。そして、我が国の実態に即した実効性ある方法を検討していくことが重要と報告書の結びにあります。

事業効果が明らかでない、費用対効果の薄い公共事業が気候変動対策事業と位置付けられて進められないためにも、評価手法をどのように開発していくつもりなのか、環境大臣にお答え願います。

続いて、国立環境研究所について伺います。

本法案では、国立環境研究所の業務として、地方公共団体などに対し、適応策に関する技術的助言その他の技術的援助が規定されています。これは、適応策に関する科学的知見が十分でない地方公共団体が地域気候変動適応計画を策定する際に具体的なアドバイスを与えるための規定と受け止めますが、どのような項目や場面の援助を想定しているのでしょうか。

また、国立環境研究所の業務量はこれまで以上に増加することが予想されます。人員や体制などは見直していくつもりなのか。その一方、国立環境研究所全体としては、業務が肥大化しないような工夫も求められます。

独立行政法人の業務効率化の観点からも、どのような措置を考えているのか、併せて伺いたいと思います。

続いて、地方公共団体における取組について質問いたします。

本法案では、都道府県及び市町村は、それぞれの区域について適応計画を策定するよう努めることとされています。

現状でも、都道府県や政令指定都市を中心に適応計画を定めているところは増えていますが、中にはばらつきがあります。国として、今後、内容について助言や指導することもあると考えているのか、お伺いいたします。

気候変動の影響は地域により大きく異なります。このため、地域ごとにきめ細かな適応策の検討が不可欠となりますが、自治体の人的体制は十分ではなく、知見の蓄積も必要だと考えられます。このため、財政支援も含め、今後更なる支援が求められると思いますが、どのようにお考えでしょうか、大臣の御所見を伺います。

自治体に対しては、国立環境研究所の地域版ともいべき地域気候変動適応センターを設けるとされています。これは、どのような組織をイメージしているのか。また、同センターを組織できない場合は、市町村レベルであっても国立環境研究所がその役割を担うことになるのか、併せて大臣のお考えを伺いたいと思います。

気候変動は地球全体の問題であり、一国の取組だけではなく、世界各国との協働が欠かせません。アメリカや中国における協力体制への参画が見えにくい中、気候変動適応に向けた対策を着実に進めている先進各国と相互の知見を共有することがとても大切です。

日本維新の会は、国内の対策に加え、アジアや太平洋地域における気候変動の影響にも深く関心を持っています。環境をより安定なものにするべく、努力してまいりますことをお約束して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。私の御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣中川雅治君登壇、拍手)

○国務大臣(中川雅治君) 片山議員から十一問御質問いただきました。

まず、法制化の時期及び立法事実、法制化の必要性についてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は様々な分野において全国各地で現れており、今後更に深刻化するおそれがあります。このため、将来の気候変動の影響に関する科学的知見に基づき、適応策を充実強化することが重要です。

こうした認識の下、政府においては、平成二十七年に気候変動影響評価の報告書を取りまとめました。その上で、適応計画を閣議決定し、本計画の下で各省庁が適応策を実施してきているところです。さらに、平成二十八年には適応の情報基盤である気候変動適応情報プラットフォームを構築し、平成二十九年には適応計画のフォローアップを行ってまいります。

こうした取組を着実に進めてきた結果として、今般、我が国の適応策を法的に明確に位置付け、国のみならず、地方公共団体、事業者、国民と連携協力して適応策を更に強力に推進するため、本法案を国会に提出し、御審議いただくこととしたものです。

次に、地球温暖化対策推進法の改正ではなく、新たな法案とした理由についてお尋ねがありました。

地球温暖化対策推進法は、国、自治体、事業者等の各主体による省エネや再エネなどの温室効果ガスの排出削減対策の取組を推進するものです。

一方、本法案は、気候変動影響に対応して、防災、農業等の各分野におけるリスク回避、軽減の取組を後押しするものであります。

このように、両者は法律の性格や施策体系が異なるため、適応策の重要性に鑑み、地球温暖化対策推進法とは別に新法として法案を作成し、国会

に提出したものです。

パリ協定及び地球温暖化対策推進法の下で地球温暖化を防止する緩和策に全力で取り組むことはもちろんのこと、本法案の下、気候変動影響に対する適応策を充実強化させ、緩和策と適応策の二つを車の両輪として進めてまいります。

次に、適応計画の見直し時期についてのお尋ねがありました。

本法案では、気候変動影響に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに気候変動影響の評価を行うことを規定するとともに、この評価結果を勘案し、必要に応じて気候変動適応計画を見直すことを規定しています。

このように、気候変動適応計画の見直しは、おおむね五年ごとに行う気候変動影響評価と連動することとしておりますが、それ以外にも、適応策の進捗状況など、その他の事情を勘案して計画を見直すこともあることから、必要な時期に柔軟に見直すことができる規定としております。

次に、気候変動影響評価と適応計画の見直しの関係性についてお尋ねがありました。

適応策は気候変動影響に関する科学的知見に基づき推進していくことが重要であり、本法案では、最新の科学的知見を踏まえて気候変動影響評価を行うこととしております。

気候変動影響評価では、例えば、将来の気温や降水量の変化、農作物の品質への影響、動植物の分布域の変化等、最新の科学的知見を盛り込むこととしています。

このように、気候変動影響に関する最新の科学的知見が盛り込まれた気候変動影響評価の結果を踏まえて、必要となる対策を盛り込み、気候変動適応計画の充実強化を図ることを想定しています。

次に、気候変動適応計画のフォローアップについてお尋ねがありました。

本法案に基づく気候変動適応計画については、関係省庁の連携の下、定期的に施策の進捗状況のフォローアップを行っていくこととしており、その結果や最新の科学的知見に基づく気候変動影響の評価の結果を踏まえながら気候変動適応計画を見直していきたいと考えています。

施策の進捗状況を踏まえた気候変動適応計画のフォローアップや見直しに当たっては、関係省庁の連絡会議の場のみならず、中央環境審議会などの関係審議会等を通じて様々な専門家、有識者からの意見聴取等を通じて、専門性と客観性を担保しながら進めていきたいと考えています。

次に、評価手法の開発についてのお尋ねがありました。

気候変動適応計画の効果的な推進のためには、それぞれの施策が気候変動の影響による被害の回避、軽減にどれだけ貢献したのかなど、適応策の効果を定量的に把握、評価していくことが重要です。

しかしながら、適応策の効果を把握、評価する手法は、適切な指標の設定が困難であること、適応策の効果を評価するには長い期間を要すること等の課題があり、諸外国においても具体的な手法はまだ確立されていません。

このため、本法案では、政府は、気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、及び評価する手法を開発する旨規定しております。

環境省としては、諸外国の検討状況の情報収集や調査研究を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者と連携し、それぞれの具体的な適応の取組の効果について、可能な限り定量的な指標をもつて評価できるよう、しっかりと事例を集めながら、適応策の効果を把握、評価する手法の開発に努めてまいります。

次に、国立環境研究所の技術的助言等についてお尋ねがありました。

本法案においては、適応の情報基盤の中核を担う国立環境研究所が、気候変動の影響に関する科学的情報の収集、分析、提供等を行うとともに、地方公共団体の計画策定に係る技術的助言等を行うことを規定しております。

今後、地方公共団体が気候変動の影響の評価を行う場面において、地域の農業や生態系などの具体的な項目の影響予測に関する技術的助言を行うことや、適応計画の策定をする場面において適応策の優良事例についての情報を提供するなど、国立環境研究所が技術的サポートをしていくことを想定しており、環境省としてもその取組を支援してまいります。

次に、国立環境研究所の体制と業務効率化についてのお尋ねがありました。

国立環境研究所については、これまで、独立行政法人通則法に基づき、業務運営の効率化に関する事項を含む中長期目標の策定、中長期計画の認可等を通じ、継続的な業務の見直し等により、効率化に努めてまいりました。

本法案に基づいて新たな業務を着実に進めるため、国立環境研究所の組織、人員を含め、必要な体制の整備を進めてまいります。

本法案により新たに追加される業務についても、中長期目標や計画の改正等を通じ、継続的に業務の効率化に努めてまいります。

次に、地方公共団体の適応計画への助言や指導についてのお尋ねがありました。

地方公共団体における適応計画に関する計画は、現在、四十三都道府県、十八政令指定都市、さらには、それ以外の一部の市町村や特別区においても策定されているものと承知しております。

地方公共団体においては、既存計画に適応策の重要性を記載するなどの対応が進んでいる一方で、具体的な適応策の検討はこれからの段階であるところが多いため、国として、地方公共団体の

取組をより一層後押ししていくことが必要だと考えております。

こうした観点から、本法案では、国立環境研究所による気候変動の影響に関する情報の提供等を通じて、地方公共団体に対する技術的助言を行う旨を規定しております。

環境省としても、職員が各地域に足を運び本法案に関する説明会を開催するなど、地方公共団体の自主的な取組を尊重しつつ、計画の一層の充実強化に必要な後押しを行ってまいります。

次に、地方公共団体への支援についてのお尋ねがありました。

地域の実情に応じた適応策を進めていくためには、地域における人材や知見の充実が重要です。

このため、環境省は、農林水産省、国土交通省と連携し、地域における気候変動影響の将来予測に関する調査や科学的知見に基づく適応策の検討を進めることなどにより、地方公共団体の取組を支援してまいります。

引き続きこのような支援を行っていくとともに、計画策定マニュアルの作成、提供、国立環境研究所による技術的サポート、広域協議会を通じた優良事例の共有や地域の関係者による連携協力の推進などを通じて、環境省としても、積極的に各地域に足を運びながら、地方公共団体における適応策の実施をしっかりと後押ししてまいります。

最後に、地域気候変動適応センターについてのお尋ねがありました。

地域気候変動適応センターは、国立環境研究所からの情報提供や技術的助言等を受けつつ、地域の適応策の推進のために情報の収集、分析、提供等を行う拠点となるものです。

同センターは、既に活動を行っている地方公共団体の環境研究所や地域の大学などに地方公共団体が役割を付与することで、その活動を活性化していくことを想定しております。また、本法案に

おいては、複数の地方公共団体が同一の機関を共同のセンターとして位置付けることも可能としております。

市町村において同センターを確保できるまでの間は、環境省としても、都道府県等と協力を得つつ市町村への情報提供等に努めるとともに、国立環境研究所において可能な限り市町村の技術的サポートをすることとしております。

環境省としては、市町村においても同センターの確保ができるよう、都道府県等とも連携しつつ、市町村や地域の研究機関等に積極的に働きかけてまいります。(拍手)

議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

議長(伊達忠一君) 日程第一 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長(濱野喜史君)。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(濱野喜史君登壇、拍手)

○濱野喜史君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とし、また、日本工業規格を日本産業規格に改めるとともに、データ、サービス等に関する事項をその標準化の対象とするほか、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、限定提供データに係る不正競争の具体的な内容及び国際的なルール整備の必要性、国際標準の獲得に向けた我が国の標準化戦略、中小企業の知財活用に向けた更なる取組の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法案に對して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百十九

反対 十四

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議員		議長	副議長
高木かおり君	伊達 忠一君	郡司 彰君	
新妻 秀規君	平木 大作君		
竹内 真二君	片山 大介君		
小野田紀美君	里見 隆治君		
伊藤 孝江君	石井 苗子君		
熊野 正士君	三浦 信祐君		
清水 貴之君	小川 克巳君		
佐々木さやか君	高瀬 弘美君		
宮崎 勝君	河野 義博君		
藤巻 健史君	石田 昌宏君		
杉 久武君	儀間 光男君		
竹谷とし子君	秋野 公造君		
石井 正弘君	石川 博崇君		
浅田 均君	井原 巧君		
横山 信一君	石井 章君		
矢倉 克夫君	谷合 正明君		
野上浩太郎君	若松 謙維君		
東 徹君	片山虎之助君		
浜田 昌良君	室井 邦彦君		
山本 博司君	山本 香苗君		
山口那津男君	西田 実仁君		
中川 雅治君	魚住裕一郎君		
高橋 克法君	上月 良祐君		
堀井 巖君	長峯 誠君		
自見はなこ君	山下 雄平君		
佐藤 啓君	こやり隆史君		
徳茂 雅之君	進藤金日子君		
今井絵理子君	中西 哲君		
青山 繁晴君	朝日健太郎君		
和田 政宗君	足立 敏之君		
太田 房江君	古賀友一郎君		
北村 経夫君	大野 泰正君		
島田 三郎君	酒井 庸行君		
	島村 大君		

高野光二郎君	大家 敏志君	木村 義雄君	溝手 顕正君
中西 健治君	赤池 誠章君	薬師寺みちよ君	野田 国義君
江島 潔君	渡辺 猛之君	行田 邦子君	木戸口英司君
三原じゅん子君	藤川 政人君	伊藤 孝恵君	アノニマス君
長谷川 岳君	末松 信介君	松沢 成文君	中山 恭子君
牧野たかお君	平野 達男君	山本 太郎君	浜口 誠君
片山さつき君	石井 準一君	吉川ゆうみ君	森屋 宏君
松村 祥史君	山本 順三君	宮本 周司君	青木 愛君
松山 政司君	世耕 弘成君	又市 征治君	森本 真治君
衛藤 晟一君	藤井 基之君	馬場 成志君	舞立 昇治君
山谷えり子君	山本 一太君	三木 亨君	三宅 伸吾君
武見 敬三君	岡田 直樹君	森 ゆうこ君	福島みずほ君
吉田 博美君	山口 修路君	石上 俊雄君	浜野 喜史君
元榮太一郎君	山口 和之君	森 まさこ君	山田 俊男君
平山佐知子君	伊波 洋一君	丸山 和也君	丸川 珠代君
松川 るい君	藤木 眞也君	田名部匡代君	大野 元裕君
宮島 喜文君	渡辺 喜美君	大島九州男君	足立 信也君
藤末 健三君	糸数 慶子君	石井みどり君	佐藤 信秋君
渡辺美知太郎君	山田 宏君	古川 俊治君	中野 正志君
そのだ修光君	井上 義行君	羽田雄一郎君	長浜 博行君
阿達 雅志君	渡邊 美樹君	小林 正夫君	徳永 エリ君
滝沢 求君	滝波 宏文君	山崎 正昭君	尾辻 秀久君
柘植 芳文君	堂故 茂君	中曾根弘文君	山東 昭子君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	増子 輝彦君	大塚 耕平君
二之湯武史君	羽生田 俊君	舟山 康江君	矢田わか子君
高階恵美子君	中西 祐介君	宮沢 由佳君	杉尾 秀哉君
宇都 隆史君	上野 通子君	山添 拓君	真山 勇一君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君	小西 洋之君	武田 良介君
石井 浩郎君	青木 一彦君	磯崎 哲史君	吉川 沙織君
関口 昌一君	西田 昌司君	斎藤 嘉隆君	岩渕 友君
塚田 一郎君	二之湯 智君	川合 孝典君	石橋 通宏君
野村 哲郎君	松下 新平君	有田 芳生君	難波 奨二君
福岡 資麿君	猪口 邦子君	牧山ひろえ君	吉良よし子君
橋本 聖子君	愛知 治郎君	倉林 明子君	藤田 幸久君
宮沢 洋一君	岡田 広君	川田 龍平君	風間 直樹君
有村 治子君	金子原二郎君	江崎 孝君	相原久美子君
鶴保 庸介君	柳本 卓治君	紙 智子君	辰巳孝太郎君

仁比 聡平君	櫻井 充君
白 眞勲君	那谷屋正義君
蓮 舫君	芝 博一君
大門実紀史君	井上 哲士君
田村 智子君	榛葉賀津也君
柳田 稔君	小川 敏夫君
小川 勝也君	福山 哲郎君
神本美恵子君	鉢呂 吉雄君
山下 芳生君	市田 忠義君
小池 晃君	
経済産業大臣	世耕 弘成君
環境 大臣	中川 雅治君
国務大臣 (内閣官房長官)	菅 義偉君
副大臣	
環境 副大臣	とかしきなおみ君

議長 報告事項

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

松山 政司君 補欠 こやり隆史君

法務委員

松山 政司君 補欠

財政金融委員

こやり隆史君 補欠 松山 政司君

文教科学委員

水落 敏栄君 補欠 赤池 誠章君

井原 巧君 補欠 水落 敏栄君

松川 るい君

厚生労働委員 辞任 進藤金日子君 農林水産委員 辞任 渡辺美知太郎君 経済産業委員 辞任 赤池 誠章君 環境委員 辞任 木村 義雄君 予算委員 辞任 片山 大介君 決算委員 辞任 岡田 広君 古賀 之士君 高木かおり君 議院運営委員 辞任 自見はなこ君 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第四九号) 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 平成二十八年年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会提出、衆議院継続審査) 平成二十八年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会提出、衆議院継続審査) 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百九十五回国会提出、衆議院継続審査)	補欠 木村 義雄君 補欠 進藤金日子君 補欠 井原 巧君 補欠 渡辺美知太郎君 補欠 高木かおり君 補欠 自見はなこ君 補欠 浜野 喜史君 片山 大介君 岡田 広君
---	---

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外十四名提出)(衆第二二二号)
会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外十四名提出)(衆第二二二号)
畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外七名提出)(衆第二二三号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
医療法及び医師法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認すること議決した旨衆議院に通知した。
税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
同日議員から次の質問主意書が提出された。
精神障害者に対する交通運賃割引制度の実施状況に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一一〇号)
「BEPs防止措置実施条約」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一一一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員川田龍平君提出医療経済研究機構が厚生労働省より受託した「薬剤使用状況等に関する調査研究」によつて指摘されたバイオシミラーの諸外国の使用状況に関する質問に対する答弁書(第一〇五号)
同日国会において承認すること議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律
著作権法の一部を改正する法律
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。
一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任
野上浩太郎君
補欠
高野光二郎君
法務委員
辞任
櫻井 充君
補欠
伊藤 孝恵君
文教科学委員
辞任
伊藤 孝恵君
補欠
櫻井 充君

国土交通委員

辞任

補欠

増子 輝彦君

柳田 稔君

環境委員

辞任

補欠

高野光二郎君

野上浩太郎君

柳田 稔君

増子 輝彦君

予算委員

辞任

補欠

高木かおり君

片山 大介君

決算委員

辞任

補欠

片山さつき君

渡辺美知太郎君

自見はなこ君

岡田 広君

浜野 喜史君

古賀 之士君

片山 大介君

高木かおり君

議院運営委員

辞任

補欠

岡田 広君

自見はなこ君

理事

浜口 誠君

(小川勝也君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(閣法第三三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する質問主意書(古川沙織君提出)(第一〇六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

気候変動適応法案(閣法第二七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第二四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

実験動物の獣医学的ケアの必要性に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二号)

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二三号)

薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一一四号)

在日米軍機による超低空飛行訓練に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一〇七号)

発進準備中の戦闘機に対する給油等に関する質問主意書(大野元裕君提出)(第一〇八号)

「国際再生可能エネルギー機関第八回総会」における外務大臣の発言に関する質問主意書(大野元裕君提出)(第一〇九号)

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

高野光二郎君

野上浩太郎君

法務委員

辞任

補欠

伊藤 孝恵君

櫻井 充君

文教科学委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

足立 敏之君

経済産業委員

辞任

補欠

櫻井 充君

伊藤 孝恵君

国土交通委員

辞任

補欠

足立 敏之君

衛藤 晟一君

環境委員

辞任

補欠

朝日健太郎君

中川 雅治君

増子 輝彦君

柳田 稔君

野上浩太郎君

高野光二郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

気候変動適応法案(閣法第二七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第二四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

実験動物の獣医学的ケアの必要性に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二号)

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二三号)

薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一一四号)

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十九年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 古川 俊治君 (古川俊治君の補欠)

理事 風間 直樹君 (古賀之士君の補欠)

経済産業委員会

理事 井原 巧君 (井原巧君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

気候変動適応法案(閣法第二七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第二四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

実験動物の獣医学的ケアの必要性に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二号)

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二三号)

薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一一四号)

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十九年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 古川 俊治君 (古川俊治君の補欠)

理事 風間 直樹君 (古賀之士君の補欠)

経済産業委員会

理事 井原 巧君 (井原巧君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

気候変動適応法案(閣法第二七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第二四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

実験動物の獣医学的ケアの必要性に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一二二号)

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一二三号)

薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第一一四号)

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十九年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

審査報告書

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三十年五月二十二日

経済産業委員長 浜野 喜史

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とし、及びデータ等の作成等の方法、品質その他の事項を日本工業規格を拡張して設ける日本産業規格による標準化の対象とするほか、特許等の制度において、権利者の意に反してデータ等が公開等された場合における発明等の新規性の要件の緩和、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新の動向等を踏まえ、改正後の不正競争防止法の規定の実施状況について検討を加え、所要の措置を講ずること。また、我が国企業が不利益を被らないよう、諸外国におけるデータ保護制度との整合性の確保に努めること。

あつたこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知つてその取得した限定提供データを開示する行為

第二条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)」を削り、「若しくはプログラムの実行を」、「プログラムの実行若しくは情報の処理に」、「若しくはプログラムの記録を」、「プログラムその他の情報の記録」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、「影像、音若しくはプログラムとともに」を削り、「若しくはプログラムを」を「プログラムその他の情報を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次項において同じ)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く)をいう。

第四条ただし書中「営業秘密」の下に「又は限定提供データ」を加える。

第五条第一項中「から第十号まで又は第十六号」を「から第十六号まで又は第二十二号」に改め、同条第三項中「第十三号又は第十六号」を「第十一号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号」に改め、同条第五号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第二十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二条第一項第十三号」を「第二条第一項第十九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三

号の次に次の一号を加える。

四 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用

第七条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第四項中「前三項を」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「(平成八年法律第九号)」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条中「保有者」を「営業秘密保有者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

第十九条第一項第一号中、「第十四号及び第十六号」を、「第二十号及び第二十二号」に、「同項第十四号及び第十六号」を「同項第二十号及び第二十二号」に改め、同項第二号中「第十六号」

を「第二十二号」に改め、同項第六号中「不正開示行為を営業秘密不正開示行為に」、「不正取得行為を営業秘密不正取得行為」に改め、同項第七号中「第十五条」を「第十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第八号中「第二条第一項第十一号及び第十二号」を「第二条第一項第十七号及び第十八号」に、「同項第十一号及び第十二号」を「同項第十七号及び第十八号」に、「若しくはこれらの号」を「これらの号」に改め、「プログラムの下に」若しくは「指令符号」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「行為」の下に「又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 取引によつて限定提供データを取得した者(その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。)がその取引によつて取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

ロ その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となつている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

第二十一条第一項第一号中「保有者」を「営業秘密保有者」に、「以下この条」を「次号」に改め、同項第二号から第九号までの規定中「保有者」を「営業秘密保有者」に改め、同条第二項第

一号中「第十四号」を「第二十号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十一号又は第十二号」を「第二条第一項第十七号又は第十八号」に改め、同条第三項第三号及び第六項中「保有者」を「営業秘密保有者」に改める。

附則第三条第二号中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

附則第四条中「新法第三条」を「第三条」に、「第十五条」を「第十五条第一項」に、「新法第二条第一項第四号」を「第二条第一項第四号」に、「不正取得行為」を「営業秘密不正取得行為」に、「不正開示行為」を「営業秘密不正開示行為」に改め、同条各号中「新法」を削る。

附則第六条中「第十四号」を「第二十号」に改める。

附則第十条中「新法第二十一条(第二項第六号)」を「第二十一条(第二項第七号)」に改める。

(工業標準化法の一部改正)

第二条 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業標準化法

目次中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に、「第三章 日本工業規格の制定

(第十一条 第十八条)」を「第三章 日本産業規格の制定(第二十一条)」に、「第四章 認定産業標準

の制定(第二十一条 第二十一条)」に、「第四章」を「第五章」に、「日本工業規格への」を「日本産業規格への」に、「第十九条 第二十四条」を「第三十条 第三十八条」に、「第二十五条 第三十条」を「第三十九条 第四十四条」に、「第三十一条 第四十条」を「第四十五条 第五十条」に、「第四十一条」を「第五十五条」に、「第五章」を「第六章」に、「製品試験を「製品試験等」に、「第六十六条」を「第六十八条」に、「第

六章を「第七章」に、「第六十七条―第六十九条の六」を「第六十九条―第七十七条」に、「第七章」を「第八章」に、「第七十条―第七十六条」を「第七十八条―第八十四条」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に、「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改め、「促進すること」の下に、並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進すること」を加え、「鉱工業品」を「鉱工業品等」に、「生産の」を「生産等の」に改める。

第二条中「工業標準化」を「産業標準化」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同条第一号中「日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)」による農林物資を「農林物資(日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定する農林物資をいう。第十号において同じ。)」に改め、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 プログラムその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(以下単に「電磁的記録」という。)の種類、構造、品質、等級又は性能

七 電磁的記録の作成方法又は使用方法

八 電磁的記録に関する試験又は測定の方法

十二 役務に関する用語、略語、記号、符号又は単位

十三 役務の提供に必要な能力

十四 事業者の経営管理の方法(日本農林規格等に関する法律第二条第二項第二号に規定する経営管理の方法を除く。)

2 この法律において「国際標準化」とは、前項各号に掲げる事項を国際的に統一し、又は単純化することを行い、「国際標準」とは、国際標準化のための基準をいう。

第二章 日本産業標準調査会

第三条第一項中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に改め、同条第二項中「工業標準化」を「産業標準化及び国際標準化」に改める。

第三章の章名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十一条の前の見出し及び同条中「工業標準」を「産業標準」に改める。

第十二条第一項中「具して工業標準」を「添えて産業標準」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に改め、「ものと認めるときは」の下に、「第十五条第一項の規定により認定産業標準作成機関(第二十四条第一項に規定する認定産業標準作成機関をいう。第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項並びに第十八条において同じ。)」に産業標準の案の作成及び提出を命ずる場合を除き」を加える。

第十三条第一項中「したが、工業標準」を「従い、産業標準」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に、「すべて」を「全て」に、「且つ」を「かつ」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改める。

条、第六十条第二項」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十五条中「第六十九条の四」を「第七十五条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十四条第一号中「第二十九条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条第二号中「第三十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「規定による」を削り、同条を第八十二条とする。

第七十三条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定に、「又は人に」を「対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七十八条第一号又は第二号 一億円以下の罰金刑

二 第七十八条第三号若しくは第四号又は前二条 各本条の罰金刑

第七十二条第四号中「第三十九条」を「第二十八号又は第五十三号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第三十四条」を「第四十八号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第四十五条第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二十一条第一項若しくは第二項、第四十号第一項」を「第二十九条第一項、第三十五号第一項から第四項まで、第五十四号第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第二十四条第一項の規定に違反して、第二十二号第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

第七十二条を第八十条とする。

第七十一条第二号中「第六十六条」を「第六十八号」に改め、同条を第七十九号とする。

の違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十九条第四項又は第二十条第三項」を「第三十四条」に、「違反した者」を「違反して、表示を付したとき」に改め、同条第二号中「第二十二条」を「第三十六条」に、「違反した者」を「違反して、表示の除去若しくは抹消又は販売若しくは提供の停止を行わなかつたとき」に改め、同条第三号中「第二十四条」を「第三十八号」に、「違反した者」を「違反して、輸入に係るものを販売したとき」に改め、同条第四号中「第三十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「違反した者」を「違反して、認証の業務の全部又は一部の停止を行わなかつたとき」に改め、同条を第七十八条とする。

第七章を第八章とする。

第六十九条の六中「第四章」を「第五章」に改め、第六章中同条を第七十七条とする。

第六十九条の五を第七十六条とする。

第六十九条の四中「第六十九号の二」を「第七十三号」に、「第六十五号第三項」を「第六十六号第三項」に改め、同条を第七十五号とする。

第六十九号の三第一項中「第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十号第一項」を「第三十五号第一項から第三項までの規定による立入検査又は第五十四号第一項」に改め、「立入検査」の下に「第三十三号第一項又は第三十七号第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。」を加え、同条第二項中「第四十二号第一項第八号」を「第五十六号第一項第八号」に改め、「検査」の下に「第三十三号第一項又は第三十七号第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。」を加え、同条第五項中「関係人」を「関係者」に改め、同条を第七十四号とする。

第六十九号の二中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項に、「第六十九号の五」を「第七十六号」に、「規定による登録」を「登録」に、

の違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十九条第四項又は第二十条第三項」を「第三十四条」に、「違反した者」を「違反して、表示を付したとき」に改め、同条第二号中「第二十二条」を「第三十六条」に、「違反した者」を「違反して、表示の除去若しくは抹消又は販売若しくは提供の停止を行わなかつたとき」に改め、同条第三号中「第二十四条」を「第三十八号」に、「違反した者」を「違反して、輸入に係るものを販売したとき」に改め、同条第四号中「第三十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「違反した者」を「違反して、認証の業務の全部又は一部の停止を行わなかつたとき」に改め、同条を第七十八条とする。

「第六十五條第二項」を「第六十六條第二項」に、「規定による登録の更新」を「登録の更新」に、「第六十五條第一項」を「第六十六條第一項」に、「第六十八條」を「第七十一條」に改め、同条を第七十三條とする。

第六十九條第一項第一号中「第二條第一号」を「第二條第一項第一号」に、「工業標準」を「産業標準」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「第二條各号」を「第二條第一項第一号から第五号まで及び第九号」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二條第六号」を「第二條第一項第九号」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二條第一項第六号から第八号までに掲げる電磁的記録に係る産業標準に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

第六十九條第一項に次の三号を加える。

五 第二條第一項第十号から第十三号までに掲げる役務に係る産業標準に関する事項については、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。

六 第二條第一項第十四号に掲げる経営管理の方法に係る産業標準に関する事項については、政令で定めるところにより、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。

七 第二條第一項第十五号に掲げる主務省令で定める事項に係る産業標準に関する事項については、同号に規定する主務省令で定

める事項又は当該事項に係る事業を所管する大臣とする。

第六十九條第三項中「第四章」の下に「における主務省令は、第二項に定める主務大臣の発する命令とし、第五章を加え、「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第四章」を「第五章」に改め、「この章まで」の下に「（鉱工業品に関するものに限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第五章からこの章まで（電磁的記録に関するものに限る。）における主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣とする。

5 第五章からこの章まで（役務に関するものに限る。）における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該役務の提供の事業を所管する大臣とする。

第六十九條第一項の次に次の一項を加える。

2 第四章における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、第二十二條第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属する事業を所管する大臣及び経済産業大臣とする。

第六十九條を第七十二條とする。

第六十八條第一号中「第十九條第一項」を「第三十條第一項」に、「第二十條第一項」を「第三十一條第一項、第三十二條第一項から第三項まで、第三十三條第一項に、「第二十三條第一項から第三項まで」を「第三十七條第一項から第六項まで」に、「第二十八條第一項」を「第四十二條第一項」に改め、同条第二号中「第二十八條第一

項」を「第四十二條第一項」に改め、同条第三号中「第三十二條又は第三十四條」を「第四十六條又は第四十八條」に、「第四十一條第二項」を「第五十五條第二項」に改め、同条第四号中「第三十八條第一項」を「第五十二條第一項」に改め、同条第五号中「第四十二條第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同条第六号中「第六十五條第一項」を「第六十六條第一項」に改め、同条第七号中「第六十五條第三項」を「第六十六條第三項」に改め、同条を第七十一條とする。

第六十七條の見出しを「（日本産業規格の尊重）」に改め、同条中「第二條各号」を「第二條第一項各号」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条を第六十九條とし、同条の次に次の一條を加える。

（産業標準化及び国際標準化の促進）

第七十條 国は、産業標準の制定及び普及、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力並びに産業標準化及び国際標準化に関する業務に従事する者への支援を通じて、産業標準化及び国際標準化の促進に努めるものとする。

2 国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第三項に規定する国立研究開発法人をいう。第四項において同じ。）及び大学は、民間事業者と連携しつつ、産業標準化に資する研究開発、国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

3 事業者は、産業標準化に資する研究開発、

国際標準に関する国際団体その他の国際的な枠組みへの協力及びその他の産業標準化又は国際標準化に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、産業標準化又は国際標準化に関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

4 国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、産業標準化又は国際標準化に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第六章を第七章とする。

第五章の章名中「製品試験」を「製品試験等」に改める。

第五十七條第一項及び第五十八條中「製品試験」を「製品試験等」に改める。

第六十一條の見出しを「（廃止の届出）」に改める。

第六十四條第二項中「第二十一條第三項及び第四項」を「第二十九條第二項及び第三項」に改め、「立入検査」の下に「ついで」を加える。

第六十六條中「製品試験」を「製品試験等」に改め、「（鉱工業品の下に）」又は「電磁的記録を記録した記録媒体」を加え、同条ただし書中「第六十五條第二項」を「第六十六條第二項」に改め、第五章中同条を第六十八條とする。

第六十五條の二中「第六十四條の二」を「第六十五條」に改め、「試験所」の下に「ついで」を加え、「第六十五條第二項」を「次条第二項」に、「第六十五條第一項」を「次条第一項」に改め、同条を第六十七條とする。

第六十五條第一項中「製品試験」を「製品試験

等」に改め、同条第二項中「規定による」を削り、「登録」の下に「について」を、「いう」の下に「について」を、「更新」の下に「について、それぞれ」を加え、同条を第六十六条とする。

第六十四条の二中「第二十七条第二項第五号」を「第四十一条第二項第五号」に改め、同条を第六十五条とする。

第五章を第六章とする。

第四章の章名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十三条から第五十六条までを削る。

第四十二条第一項第一号中「第二十六条各号のいづれか」を「第四十条第一号又は第三号」に改め、同項第二号中「第三十一条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項」を「第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条第一項」に、「第三十九条を」第五十三

条に改め、同項第三号中「第三十五条第二項各号の規定による」を「第四十九条第二項各号」に改め、同項第四号中「第三十六条又は第三十七条」を「第五十条又は第五十一条」に改め、同項第五号中「登録」の下に「又は第四十二条第一項の登録の更新」を、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同条を第五十二条とする。

第三十七条中「第三十一条を」第四十五条に改め、同条を第五十一条とする。

第三十六条中「第二十七条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条を第五十条とする。

第三十五条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「第七十四条第二号」を「第八十二条第二号」に改め、同条を第四十九条とし、第三十四条を第四十八条とする。

第三十三条第二項中「実施方法を」実施の方法」に改め、同条を第四十七条とし、第三十二条を第四十六条とする。

第三十一条第二項第一号中「第十九条第三項又は第二十条第二項」を「第三十条第三項、第三十一条第二項、第三十二条第四項又は第三十三条第二項」に、「第二十三条第四項」を「第三十七条第七項」に改め、同項第二号中「又はその加工

め、「立入検査」の下に「について」を加え、第四章第三節中同条を第五十四条とする。

第三十九条を第五十三条とする。

第三十八条第一項第一号中「第二十六条各号のいづれか」を「第四十条第一号又は第三号」に改め、同項第二号中「第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項」を「第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条第一項」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項各号の規定による」を「第四十九条第二項各号」に改め、同項第五号中「登録」の下に「又は第四十二条第一項の登録の更新」を、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同条を第五十二条とする。

第三十七条中「第三十一条を」第四十五条に改め、同条を第五十一条とする。

第三十六条中「第二十七条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条を第五十条とする。

第三十五条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「第七十四条第二号」を「第八十二条第二号」に改め、同条を第四十九条とし、第三十四条を第四十八条とする。

第三十三条第二項中「実施方法を」実施の方法」に改め、同条を第四十七条とし、第三十二条を第四十六条とする。

第三十一条第二項第一号中「第十九条第三項又は第二十条第二項」を「第三十条第三項、第三十一条第二項、第三十二条第四項又は第三十三条第二項」に、「第二十三条第四項」を「第三十七条第七項」に改め、同項第二号中「又はその加工

技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、「係る」の下に「鉱工業品の」を、「販売業者若しくは加工業者」の下に「電磁的記録作成事業者、電磁的記録の販売業者、電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者若しくは販売業者若しくは役務提供事業者」を、「行う」の下に「鉱工業品の」を加え、「の公表を」電磁的記録作成事業者若しくは電磁的記録を記録した記録媒体の輸出業者若しくは役務提供事業者の公表」に改め、同項第三号中「第十九条第一項又は第二十条第一項の表示を」第三十条第一項、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の表示」に改め、「鉱工業品の下に「若しくは電磁的記録を記録した記録媒体又はその電磁的記録関係書面に同項の表示の付してある電磁的記録若しくはその役務関係書面に第三十三条第一項の表示の付してある役務」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項中「又は加工業者」を「若しくは加工業者、電磁的記録作成事業者等又は役務提供事業者」に改め、同条を第四十五条とし、第四章第二節中第三十条を第四十四条とし、第二十九条を第四十三条とする。

第二十八条第二項中「更新」の下に「について」を加え、同条を第四十二条とする。

第二十七条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十九条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「製品」を「鉱工業品、電磁的記録又は役務」に改め、同項第二号中「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に、「又は輸出する」を「若しくは輸出し、電磁的記録若しくは電磁的記録を記録した記録媒体を作成し、輸入し、販売し、若しくは輸出し、又は役務を提供する」に、「第三十五条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条第二項第三号中「又はその加工技術」を「若しくは

はその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、同項第五号中「製品試験」の下に「又は電磁的記録試験(以下「製品試験等」という。)」を加え、同条を第四十一条とする。

第二十六条第二号中「第三十八条第一項又は第四十二条第一項」を「第五十二条第一項又は第五十六条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第二十五条第一項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三十三条第一項まで」を「第三十七条第一項から第六項まで」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、「規定による」を削り、「第二十七条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十九条第二項」を「第七十二条第三項及び第四項」に、「前項の規定による申請を」登録の申請(第三十三条第一項及び第三十七条第六項に係るものを除く。に、「第二十七条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条を第三十九条とする。

第四章第一節の節名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十四条の見出しを「表示の付してある鉱工業品又は電磁的記録を記録した記録媒体の輸入」に改め、同条第一項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 輸入業者は、第三十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示の付してある電磁的記録を記録した記録媒体その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該記録媒体を含む。でその輸入に係るもの

を販売してはならない。ただし、当該表示が同項若しくは同条第三項又は前条第四項若しくは第五項の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第四章第一節中第二十四条を第三十八条とする。

第二十三条の見出し中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第一項及び第二項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三項中「第二十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第四項中「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に、「規定による認証に、第二十条第二項」を「認証について、第三十一条第二項」に、「前項の規定による認証に」を「第三項の認証について、第三十二条第四項の規定は第四項及び第五項の認証について、第三十三条第二項の規定は前項の認証について、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 外国においてその事業を行う電磁的記録作成事業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その作成する当該認証に係る電磁的記録に関する電磁的記録関係書面又は当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその包装、容器若しくは送り状に、第三十二条第一項の表示を付することができる。

5 外国においてその事業を行う電磁的記録を記録した記録媒体の輸出業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その輸出する当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体又はその包装、容器若しくは送り状に、第三十二条第一項の表示を付することができる。

6 外国においてその事業を行う役務提供事業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受ける。

けて、その提供する当該認証に係る役務に関する役務関係書面に、第三十三条第一項の表示を付することができる。

第二十三条を第三十七条とする。

第二十一条第一項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第三十一条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条に次の二項を加える。

3 主務大臣は、前条第三項の規定による検査の結果、第三十二条第一項若しくは第二項の認証を受けてその電磁的記録関係書面に同条第一項の表示（これと紛らわしい表示を含む。以下この項において同じ。）の付してある電磁的記録又は同条第一項若しくは第三項の認証を受けて同条第一項の表示の付してある記録媒体（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該記録媒体を含む。以下この項において同じ。）に記録された電磁的記録がその表示に係る日本産業規格に適合せず、又は当該認証に係る電磁的記録の作成品質管理体制が適正でないとき、当該認証電磁的記録作成事業者等に対し、当該表示の除去若しくは抹消又はその電磁的記録関係書面に当該表示の付してある電磁的記録若しくは当該表示の付してある電磁的記録を記録した記録媒体の販売の停止を命ずることができる。

4 主務大臣は、前条第四項の規定による検査の結果、第三十三条第一項の認証を受けてその役務関係書面に同項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある役務がその表示に係る日本産業規格に適合せず、又は当該認証に係る役務の提供品質管理体制が適正でないとき、当該認証役務提供事業者に

対し、当該表示の除去若しくは抹消又はその役務関係書面に当該表示の付してある役務の提供の停止を命ずることができる。

第二十三条を第三十六条とする。

第二十一条第一項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、「以下」の下に「この項及び次条第一項において」を加え、「規定により」を削り、同条第二項中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「以下」の下に「この項及び次条第二項において」を加え、「同項の規定により」を「第三十一条第一項」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、第三十二条第一項から第三項までの認証を受けた電磁的記録作成事業者等（以下この項及び次条第三項において「認証電磁的記録作成事業者等」という。）に対し、これらの認証を受けた電磁的記録又は当該電磁的記録を記録した記録媒体に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証電磁的記録作成事業者等の事務所、事業場その他の必要な場所に立ち入り、当該電磁的記録若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその作成品質管理体制を検査させることができる。

4 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、第三十三条第一項の認証を受けた役務提供事業者（以下この項及び次条第四項において「認証役務提供事業者」という。）に対し、第三十三条第一項の認証を受けた役務に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証役務提供事業者の事務所、事業場その他の必要な場所に立ち入り、当該役務若しくはその提供品質管理体制を検査させることができる。

5 第二十九条第二項及び第三項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第二十一条を第三十五条とする。

第二十条の見出し及び同条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「以下」を「第三十五条第二項及び第三十六条第二項において」に改め、同条第三項を削り、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三項を加える。（電磁的記録の日本産業規格への適合の表示）第三十二条 電磁的記録の作成の事業を営む者（以下「電磁的記録作成事業者」という。）は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その作成する当該認証に係る電磁的記録に関する書面（当該書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの。以下「電磁的記録関係書面」という。）又は当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその包装、容器若しくは送り状に、当該電磁的記録が日本産業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 電磁的記録の販売業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その販売する当該認証に係る電磁的記録に関する電磁的記録関係書面に、前項の表示を付することができる。

3 電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者又は販売業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その輸入し、若しくは販売する当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体又はその包装、容器若しくは送り状に、第一項の表示を付することができる。

4 前三項の認証は、電磁的記録作成事業者、

電磁的記録の販売業者又は電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者若しくは販売業者（以下「電磁的記録作成事業者等」という。）の申請に係る電磁的記録のうち試験用のものについて電磁的記録試験（日本産業規格に定めるところにより行う電磁的記録に係る試験又は測定をいう。第四十一条第二項第五号において同じ。）を行うことにより日本産業規格に適合するかどうかを審査するとともに、その電磁的記録作成事業者等の申請に係る電磁的記録の作成品質管理体制（品質管理方法その他品質保持に必要な条件をいう。第三十五条第三項及び第三十六条第三項において同じ。）が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

（役務の日本産業規格への適合の表示）

第三十三条 役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その提供する当該認証に係る役務に関する書面（当該書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの。以下「役務関係書面」という。）に、当該役務が日本産業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 前項の認証は、役務提供事業者の申請に係る役務について役務評価（日本産業規格に定めるところにより行う役務に係る調査又は評価をいう。）を行うことにより日本産業規格に適合するかどうかを審査するとともに、その役務提供事業者の申請に係る役務の提供品質管理体制（品質管理方法その他品質保持に必要な条件をいう。第三十五条第四項及び第三十六条第四項において同じ。）が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査すること

により行うものとする。

（日本産業規格への適合の表示の禁止）

第三十四条 何人も、第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで又は前条第一項に規定する場合を除くほか、その取り扱う鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状、その取り扱う電磁的記録に関する電磁的記録関係書面若しくは電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその包装、容器若しくは送り状又はその取り扱う役務に関する役務関係書面に第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は前条第一項の表示を付し、又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第十九条の見出し及び同条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項中「（日本工業規格を「日本産業規格」に、）を行うことにより日本工業規格を「）を行うことにより日本産業規格」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第四項を削り、同条を第三十条とする。

第四章を第五章とする。

第十八条第一項中「工業標準化」を「産業標準化」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に、「すべて」を「全て」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項中「工業標準」を「産業標準」に、「附議し」を「付議し」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第二十一条とする。

第十七条の見出しを「（日本産業規格）」に改め、同条第一項中「第十一条」の下に「第十四条第二項又は第十五条第二項」を加え、「工業標準」を「産業標準」に、「を日本工業規格と称して」を「について日本産業規格又はこれと紛らわしい名称を用いて」に改め、同条を第二十條とする。

準は、日本工業規格を「産業標準」は、日本産業規格」に改め、同条第二項中「第十一条」の下に「第十四条第二項又は第十五条第二項」を加え、「工業標準」を「産業標準」に、「を日本工業規格と称して」を「について日本産業規格又はこれと紛らわしい名称を用いて」に改め、同条を第二十條とする。

第十六条中「工業標準」を「産業標準」に改め、同条を第十九條とする。

第十五条中「又は前条において準用する第十条」を「（前条において準用する場合を含む。）」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

第十八条 主務大臣は、第十四条第二項又は第十五条第二項（これらの規定を第十六条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した産業標準がなお適正であるかどうかについて検討し、その結果を報告すべきことを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに当該産業標準に係る第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出又は第十五条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の提出（第三項において「申出等」という。）を行つた認定産業標準作成機関に命じなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により検討を命じた認定産業標準作成機関からその検討の結果について報告を受けたときは、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは、当該報告に係る産業標準を改正し、若しくは廃止しなければならない。この場合において、第十六条において準用する第十一条の規定は、適用しない。

3 第一項の場合において、当該産業標準に係る申出等を行つた認定産業標準作成機関が第二十三条第一項の認定の更新をせず、第二十五条の規定により業務の廃止の届出をし、又は第二十七条の規定によりその認定を取り消されたときその他当該認定産業標準作成機関に命ずることが適当でない認められるときは、当該認定産業標準作成機関の申出等に係る産業標準は、第十一条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が制定し、又は確認し、若しくは改正したものとなして、前条の規定を適用する。

第十四条の前の見出しを削り、同条中「前三条」を「第十一条から前条まで」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、「廃止」の下に「について」を加え、同条を第十六條とし、同条の前に見出しとして「（産業標準の確認、改正及び廃止）」を付する。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十四条 認定産業標準作成機関は、主務省令の定めるところにより、案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた主務大臣は、その申出に係る産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、適用しない。

3 主務大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出をした認定産業標準作成機関に通知しなければならない。

第十五条 主務大臣は、産業標準化の促進のため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準の案(当該認定産業標準作成機関の第二十二条第一項の認定に係る同条第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属するものに限る。)の作成及び提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の提出を受けた場合において、その提出された産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、適用しない。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 認定産業標準作成機関

(認定)

第二十二条 産業標準の案を作成しようとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

二 作成しようとする産業標準の案の範囲

三 作成しようとする産業標準の案の作成の業務(以下「産業標準作成業務」という。)に従事する者の知識及び能力に関する事項

四 産業標準作成業務の実施の方法

五 産業標準作成業務の実施体制

3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の

認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十七条の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイ又はロに該当する者があるものの産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務について十分な知識及び能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること。

三 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制が、産業標準の案を作成する業務を適正かつ円滑に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第二十三条 前条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

(変更の認定等)

第二十四条 第二十二条第一項の認定を受けた者(以下「認定産業標準作成機関」という。)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この

限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第二十二条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

4 認定産業標準作成機関は、第二十二条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第二十五条 認定産業標準作成機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十六条 主務大臣は、認定産業標準作成機関の産業標準作成業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定産業標準作成機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消)

第二十七条 主務大臣は、認定産業標準作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第十五条第一項、第十八条第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

二 不正の手段により第二十二条第一項の認定、第二十三条第一項の認定の更新又は第二十四条第一項の変更の認定を受けたことが判明したとき。

三 第二十二条第三項第一号イ又はハに該当

するに至つたとき。

四 第二十二条第三項第二号又は第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

五 第二十四条第一項若しくは第四項又は次条の規定に違反したとき。

(帳簿の記載)

第二十八条 認定産業標準作成機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、産業標準作成業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準作成業務に関する報告をさせ、又はその職員に認定産業標準作成機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特許法の一部改正)

第三条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項及び第二項中「六月」を「二年」に、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改める。

第百五条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するか

どうか又は同項ただし書に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第七百七条第三項中「第九百九条の下に」若しくは第九百九条の二を加える。

第九百九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特許料の減免又は猶予)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第九百九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の實力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に對する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第七百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業

(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のものであるもの

3 第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(次号において

「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(同号及び第四号において「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(次号において「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者

二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条第二項に規定する承認事業者

四 独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。であつて、試験研究に関する業務を行うもの(次号において「試験研究独立行政法人」という。)のうち高等専門学校を設置する者以外のものとして政令で定めるもの

五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの(以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

六 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者

七 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち同法第六十八條第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)

第九百九条第一項中「第九百九条の下に」若しくは第九百九条の二を加え、同条第六項中「第九百九条の下に」又は第九百九条の二を加える。

第九百八十四条の九第五項中「及び第二号」を「及び第三号」に改める。

第九百八十六條第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

第九百八十六條第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第九百九十五條第六項中「次条」の下に「若しくは第九百九十五條の二の二」を加える。

第九百九十五條の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「出願審査の請求の手数料の減免」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第九百九十五條の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九百九條の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第九百九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(意匠法の一部改正)

第四条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六月を二年」に、「同条第一項及び第二項を「同項及び同条第二項」に改め、同条第二項中「同条第一項第一号を「同項第一号」に、「六月を二年」に、「同条第一項及び第二項を「同項及び同条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第四項を「第五項」に改め、「書類」の下に「又は第五項に規定する書面」を加え、「同項を「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」に改める。

第六十条の十第一項中「第四項を「第五項」に改め、同条第二項中「第四項を「第五項」に改め、「書類」の下に「又は第五項に規定する書面」を加え、「同項を「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」に改める。

第六十三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。を削り、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第五号において同じ。)が記載された旨の申出があつたもの

第六十三條第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「場合に」を「場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第

二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に」に改める。

第七十二条第一項第一号中「をいう。」の下に「次号において同じ。」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

第七十二条第二項中「又は第二号を」から第三号まで」に改める。

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び口座振替による納付」を、「口座振替による納付及び指定立替納付者による納付」に改める。

第三章の章名中「及び口座振替による納付」を、「口座振替による納付及び指定立替納付者による納付」に改める。

第十五条の二第一項中「次条を」第十六条に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定立替納付者による納付)
第十五条の三 特許料等又は手数料を現金をもつて納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替へて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの(次項及び次条において「指定立替納付者」という。)をして当該特許料等又は手数料を立て替へて納付させることを希望する旨の申出(電子情

報処理組織を使用して行うものに限る。)があつた場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十六条中「前三条を」第十四条から前条まで」に、「又は口座振替による納付」を、「口座振替による納付又は指定立替納付者による納付」に改め、「本人が」と、の下に「第十五条の二第一項及び」を加える。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)
第七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「手数料について」の下に「同法第九十五条第六項の規定は前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)について」を加え、「同法第九十五条第八項を」同条第八項に改め、同条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)
第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であつて、中小企業者(特許法第九十九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。)、試験研究機関等(同条第三項に規定する試験研究機関等をいう。その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者)に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金

額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

(弁理士法の一部改正)

第八条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十号を」第十六号に、「第十三号から第十六号まで」を「第十九号から第二十二号まで」に、「秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないもの」を「同条第六項に規定する営業秘密のうち、技術上の情報であるもの」に、「同項第十四号」を「同条第一項第十一号から第十六号までに掲げるもの」に改め、技術上のデータ(同条第七項に規定する限定提供データのうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)に関するものに限り、同条第一項第二十号に、「同項第十五号」を「同項第二十一号」に改め、「又は技術上の秘密」の下に「若しくは技術上のデータ」を加える。

第四条第三項第一号中「技術上の秘密」の下に「若しくは技術上のデータ」を加え、同項第三号中「既に秘密として管理されているもの」を「技術上の秘密及び技術上のデータ」に改め、同項に次の一号を加える。

四 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずること。

附 則
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日 二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十條第一項の改正規定並びに附則第十條、第十二條、第十四條、第十六條及び第三十三條の規定 公布の日から起算して十日を経過した日 三 第一条中不正競争防止法第二條第一項第十條第一項の改正規定(同項を同項第十七号とする部分を除く。)、同項第十二号の改正規定(同項を同項第十八号とする部分を除く。)、同項第十七項の改正規定(「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。」を削る部分及び同項を同項第八項とする部分を除く。)、及び第十九條第一項第八号の改正規定(第二條第一項第十一号及び第十二号を「第二條第一項第十七号及び第十八号」に、「同項第十一号及び第十二号」を同項第十七号及び第十八号に改める部分及び同項を同項第九号とする部分を除く。)、並びに次條第二項及び附則第六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 四 第三条中特許法第七條第三項の改正規定、第九條の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一條を加える改正規定、第九條第一項及び第六項の改正規定、第九條第十五條第六項の改正規定並びに第九條第十五條の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一條を加える改正規定並びに第六條及び第七條の規定並びに附則第十一條、第十五條、第二十三條及び第二十五條から第三十二條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において	政令で定める日 五 第四条中意匠法第十五條第一項及び第六十條の十の改正規定並びに附則第十三條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 (不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置) 第二條 第一條の規定(前條第三号に掲げる改正規定を除く。による改正後の不正競争防止法(以下この項において「新不競法」という。))第三條から第五條まで、第十四條及び第十五條第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に行われた新不競法第二條第一項第十一号に規定する限定提供データ不正取得行為に相当する行為又は同項第十五号に規定する限定提供データ不正開示行為に相当する行為に係る同項第十一号から第十三号まで、第十五号又は第十六号に掲げる不正競争であつて施行日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に相当する行為に該当するものを除く。及び施行日前に開始した同項第十四号に規定する限定提供データを使用する行為に相当する行為を継続する行為については、適用しない。) 一 新不競法第二條第一項第十一号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に規定する限定提供データを開示する行為 二 新不競法第二條第一項第十二号及び第十五号に規定する限定提供データを取得する行為並びにこれらの行為により取得した限定提供データを使用する行為 前條第三号に掲げる規定の施行の日から施行日までの間における第一條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。による改正後の不正競争防止法第二條第一項第十一号の規定の適用については、同号中「第八項」とあるのは、「第七項」とする。	(日本工業標準調査会に関する経過措置) 第三條 この法律の施行の際現に日本工業標準調査会(第二條の規定による改正前の工業標準化法(以下「旧標準化法」という。))第三條第一項の日本工業標準調査会をいう。以下この条において同じ。の委員、臨時委員又は専門委員である者は、それぞれ、施行日に、第二條の規定による改正後の産業標準化法(以下「新標準化法」という。))第四條第二項(第六條第二項において準用する場合を含む。又は第七條第三項の規定により日本産業標準調査会の委員、臨時委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新標準化法第四條第三項の規定にかかわらず、施行日における日本工業標準調査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。 2 この法律の施行の際現に日本工業標準調査会の会長である者は、施行日に、日本産業標準調査会の会長として新標準化法第五條第一項に規定する互選がされたものとみなす。 (日本工業規格に関する経過措置) 第四條 この法律の施行の際現に旧標準化法第十四條の規定により制定されている工業標準は、新標準化法第十一條の規定により制定された産業標準とみなす。 (鉱工業品の日本工業規格への適合の表示等に関する経過措置) 第五條 この法律の施行の際現に旧標準化法第十九條第一項若しくは第二項、第二十條第一項又は第二十三條第一項から第三項までの認証を受けている者は、それぞれ新標準化法第三十條第一項若しくは第二項、第三十一條第一項又は第三十七條第一項から第三項までの認証を受けたものとみなす。 2 この法律の施行の際現に旧標準化法第十九條	第一項若しくは第二項、第二十條第一項又は第二十三條第一項から第三項までの規定により付されている特別な表示は、それぞれ新標準化法第三十條第一項若しくは第二項、第三十一條第一項又は第三十七條第一項から第三項までの規定により付されたものとみなす。 (準備行為) 第六條 新標準化法第二十二條第一項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、同條第二項の規定の例により、その認定の申請をすることが出来る。 2 主務大臣は、前項の認定の申請があつた場合には、施行日前においても、新標準化法第二十二條第三項の規定の例により、その認定を受けることができる。この場合において、その認定を受けた者は施行日において同條第一項の認定を受けたものとみなす。 3 主務大臣は、施行日前においても、新標準化法第二條、第十一條から第十三條まで及び第十九條の規定の例により、新標準化法第二條第一項に規定する産業標準(旧標準化法第二條に規定する工業標準に該当するものを除く。)を制定し、これを公示することが出来る。 4 前項の規定により定められた産業標準は、施行日において新標準化法第十一條の規定により制定され、新標準化法第十九條の規定により公示されたものとみなす。 (登録試験事業者等の試験所の登録に関する経過措置) 第七條 この法律の施行の際現に旧標準化法第五十七條第一項又は第六十五條第一項の登録を受けている者は、それぞれ新標準化法第五十七條第一項又は第六十六條第一項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、それぞれ旧標準化法第五十九條第一項又は旧標準化法第六十五條第二項において準
--	--	---	---

用する旧標準化法第五十九条第一項の登録の有効期間の残存期間とする。

(製品試験に係る証明書に付した標準に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧標準化法第五十八條第一項又は旧標準化法第六十五條第二項において準用する旧標準化法第五十八條第一項の規定により製品試験に係る証明書に付されている標準は、それぞれ新標準化法第五十八條第一項又は新標準化法第六十六條第二項において準用する新標準化法第五十八條第一項の規定により製品試験等に係る証明書に付されたものとみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第九条 附則第三条から第五条まで、第七条及び前条に規定するもののほか、施行日前に旧標準化法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新標準化法(これに基づく命令を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(発明の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十条 特許法第二十九條第一項各号のいずれかに該当するに至つた日が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)の六月前の日前である発明については、第三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(附則第十六條において「第二号新特許法」という。)第三十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許料の特例に関する経過措置)

第十一条 第三条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法第十三條の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十五條において「第四号施行日」という。)以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、第四号施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。

(意匠の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十二條 意匠法第三條第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つた日が、第二号施行日の六月前の日前である意匠については、第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法第四條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続に関する経過措置)

第十三條 第四條の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法第十五條第一項及び第六十條の十の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第五條の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の商標法(以下この条において「新商標法」という。)第十條第一項(商標法第六十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、第二号施行日以後にする新商標法第十條第一項の新たな商標登録出願について適用する。

(国際出願に係る手数料の特例に関する経過措置)

第十五條 第七條の規定による改正後の特許協力

条約に基づく国際出願等に関する法律第十八條の二の規定は、第四号施行日以後にする国際出願に係る手数料について適用し、第四号施行日前にした国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

(考案の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十六條 実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十三号)第三條第一項各号のいずれかに該当するに至つた日が、第二号施行日の六月前の日前である考案については、同法第十一條第一項において準用する第二号新特許法第三十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(消防法の一部改正)

第十九條 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八條の三第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「以下この条を」を「第四項に」、「同項を」を「前項に」、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「以下この条を」を「次項及び第五項に」、「同項を」を「前項に」、「附して」を「付して」に改め、同条第四項及び第五項中「附されて」を「付されて」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二十條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三十七條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(関税法の一部改正)

第二十一條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九條の二第二項第四号及び第六十九條の十一第一項第十号中「又は第十号から第十二号まで」を「第十号、第十七号又は第十八号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百十三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「又は製品試験」を「又は製品試験等」に改め、同号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十九條第一項」を「第三十條第一項」に、「第二十條第一項」を「第三十條第一項」に、「第二十三條第一項」を「第三十條第一項」に、「第三十一條第一項」を「第三十條第一項」に、「第三十二條第一項」を「第三十條第一項」に、「第三十三條第一項」を「第三十條第一項」に改め、同号(二)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「製品試験」を「製品試験等」に改め、同号(三)中「工業標準化法第六十五條第一項」を「産業標準化法第六十六條第一項」に、「製品試験」を「製品試験等」に改める。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)

第二十三條 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「試験研究機関等」を「試験研究機関」に改める。

平成三十年五月二十三日 参議院會議録第二十一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

二七

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(特許料の特例等)」を付し、同条第四項中「特許法」の下に「昭和三十四年法律第百二十一号」を加え、同条第九項中「第四項中「特許法」の下に「昭和三十四年法律第百二十一号」を加え、同条を第十一条とする。

第十三条を削る。

第十四条第二項中「又は試験研究独立行政法人及び又は前条第一項の認定を受けた者」を削り、同条を第十二条とし、第十五条を第十三条とする。

附則第三条中「附則第三条第一項各号」を「附則第二条第一項各号」に、「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に、「について特許法」を「について同法に改める」。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第二十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第二十一条第一項及び第二項並びに第四十条第一項」を「第三十五条第一項から第三項までの規定による立入検査及び第五十四条第一項」に改め、「立入検査」の下に「(同法第三十三条第一項又は第三十七条第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。)」を加え、「第四十二条第一項第八号」を「第五十六条第一項第八号」に改め、「による検査」の下に「(同法第三十三条第一項又は第三十七条第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。)」を加え、同項第六号中「並びに」を「及び」に改める。

(産業技術力強化法の一部改正)

第二十五条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「以下同じ」を削る。

第十六条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十七条の前の見出し並びに同条及び第十八条を削り、第十九条を第十七条とする。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項中「について特許法」の下に「昭和三十四年法律第百二十一号」を、「(国立大学法人法」の下に「平成十五年法律第百十二号」を、「大学共同利用機関法人」の下に「(国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第三号において同じ。)」を加え、「この条をこの項に改め、同項第二号中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改め、同項第三号中「大学等研究者」の下に「(学校教育法第一条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は大学共同利用機関法人の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。)」を加え、同条第二項中「第十七条」を「同法第九十九条の二及び第九十九条の二の二」に改め、同条を附則第二条とする。

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の規定による改正後の」を削り、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第十七条」を「附則第二条」

に改め、同条を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百九条の二

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正)

第二十七条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条から第十三号までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を第十三条とする。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第二十八条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二條第四項中「特許法」の下に「(昭和三十四年法律第百二十一号)」を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第二十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第三十条 福島復興再生特別措置法(平成二十四

年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「以下同じ」を「次項第四号及び第八十六条において同じ」に改め、同条第三項中「次に」を「ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該事業の内容及び実施主体

二 その他当該事業の実施に関し必要な事項

第八十一条第四項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に、「同項第一号イ又は第二号イ」を「同項第一号に掲げる」に改め、同条第七項中「第八十四条若しくは」を削る。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除

第八十五条中「第八十一条第三項第二号に掲げる」を「第八十一条第三項に規定する」に、「同条」を「同項」に改める。

(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第九条」に、「第十二条」を「第十五条」を「第十条」第十三条に、「第十二条」を「第十四条」に改める。

第十条及び第十一条を削る。

第三章中第十二条を第十条とし、第十三条から第十五条までを二条ずつ繰り上げる。

第十六条第一項中「第十四条」を「第十二条」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

(産業競争力強化法の一部改正)

第三十二条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「該当する者」の下に「(同

法第九百九条の二第一項の政令で定める者を除く。次項において同じ。」を加え、同条第三項中「該当する者」の下に「(同法第十八条の二の政令で定める者を除く。)」を加える。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十三条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定を削る。

附則第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に、「新特許法」を「第二条の規定による改正後の特許法」に改め、同項を同条とする。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十四条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百九十四条中不正競争防止法第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条第一項を次のように改める。

第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間

行わないとき。

二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

第十五条第二項中「前項中」を「前項第一号中」に改める。

第二百九十五条中「第十五条後段」を「第十五条第一項後段」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

第三十五条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号中「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改める。

第六条第二項の表日本工業標準調査会の項中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

投票者氏名

日程第一 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一九名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君

大家 敏志君	大野 泰正君	宮島 喜文君	宮本 周司君
太田 房江君	岡田 直樹君	元榮太一郎君	森 まさこ君
岡田 広君	片山さつき君	森屋 宏君	柳本 卓治君
金子原二郎君	木村 義雄君	山崎 正昭君	山下 雄平君
北村 経夫君	こやり隆史君	山田 修路君	山田 俊男君
古賀友一郎君	上月 良祐君	山田 宏君	山谷えり子君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	山本 一太君	山本 順三君
酒井 庸行君	山東 昭子君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
自見はなこ君	島田 三郎君	和田 政宗君	渡辺 猛之君
島村 大君	進藤金日子君	渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君
末松 信介君	関口 昌一君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
そのだ修光君	高階恵美子君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
高野光二郎君	高橋 克法君	河野 義博君	熊野 正士君
滝沢 求君	滝波 宏文君	佐々木さやか君	里見 隆治君
武見 敬三君	柘植 芳文君	杉 久武君	高瀬 弘美君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	竹内 真二君	竹谷とし子君
堂故 茂君	徳茂 雅之君	谷合 正明君	新妻 秀規君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	西田 実仁君	浜田 昌良君
中川 雅治君	中曾根弘文君	平木 大作君	三浦 信祐君
中西 健治君	中西 哲君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君
中西 祐介君	中野 正志君	山口那津男君	山本 香苗君
長峯 誠君	二之湯 智君	山本 博司君	横山 信一君
二之湯武史君	西田 昌司君	若松 謙維君	足立 信也君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	伊藤 孝恵君	石上 俊雄君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	磯崎 哲史君	大島九州男君
馬場 成志君	橋本 聖子君	大塚 耕平君	大野 元裕君
平野 達男君	福岡 資麿君	川合 孝典君	小林 正夫君
藤井 基之君	藤川 政人君	櫻井 充君	榎葉賀津也君
藤木 眞也君	古川 俊治君	田名部匡代君	徳永 エリ君
堀井 巖君	舞立 昇治君	長浜 博行君	羽田雄一郎君
牧野たかお君	松川 るい君	浜口 誠君	浜野 喜史君
松下 新平君	松村 祥史君	藤田 幸久君	舟山 康江君
松山 政司君	丸川 珠代君	増子 輝彦君	森本 真治君
丸山 和也君	三木 亨君	矢田わか子君	柳田 稔君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	相原久美子君	有田 芳生君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	石橋 通宏君	江崎 孝君

小川 勝也君
風間 直樹君
川田 龍平君
斎藤 嘉隆君
杉尾 秀哉君
難波 獎二君
鉢呂 吉雄君
真山 勇一君
宮沢 由佳君
蓮 舫君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君
藤巻 健史君
青木 愛君
福島みずほ君
森 ゆうこ君
行田 邦子君
松沢 成文君
薬師寺みちよ君
糸数 慶子君
藤末 健三君
野田 国義君
渡辺 喜美君

小川 敏夫君
神本美恵子君
小西 洋之君
芝 博一君
那谷屋正義君
白 眞勲君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君
吉川 沙織君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
木戸口英司君
又市 征治君
山本 太郎君
中山 恭子君
アントニオ猪木君
伊波 洋一君
平山佐知子君
郡司 彰君
山口 和之君

平成三十年五月九日

参議院議長 伊達 忠一殿

川田 龍平

医療経済研究機構が厚生労働省より受託した「薬剤使用状況等に関する調査研究」によって指摘されたバイオシミラーの諸外国の使用状況に関する質問主意書

けられていのであるから、バイオシミラー使用先進国においても未だにバイオシミラーに対する信用が確立していない事実が確認されたことになる。したがって、バイオシミラーについて、我が国における昨今の使用促進政策を反芻し、まずは、国民の信頼構築に力をいれた施策を検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

二 そもそも論として、バイオシミラー使用先進国においてすら信用の確立がままならないような製品を、理由もなく強硬に使用促進しようとする我が国の政策は拙速に過ぎる。何故に、バイオシミラーの使用促進を拙速に進めるのかについて政府の見解如何。

三 政府は、こうしたバイオシミラーの使用促進を拙速に進める政策を改めて、バイオシミラーの使用について慎重な判断をされるべきと考える。たとえば、国民一般にバイオシミラーへの信用が高まるまでは、バイオシミラーへの変更に低分子な化学合成品である後発医薬品への変更に明確に区別し、バイオシミラーへの変更については国民の信頼を得るよう努力するなどの慎重な手順を含む対応をするように医師等に通達するなどの措置が求められると感ずるが政府の見解如何。

五 米国FDAは、世界最大のバイオシミラー製造企業である韓国のセルトリオン社に対して警告状(Warning Letter)を発行したと聞く。また、FDAは、この警告状との関係性については不明であるが、同社のリツキシマブ及びトラスツズマブに対するバイオシミラー製剤の製造承認申請を許可しなかったという話も聞いている。同社は、我が国で販売されるバイオシミラーの多くを製造していることも鑑みるに、政府もこの事実を把握し、対応策などは検討されているものと信ずる。政府に問うが、FDAが同社の製造プロセスについて警告状を発行したことについて、その事実を把握し、その詳細についてすでに調査を終えた上で、現在、我が国で上市されている同社からの導出品である薬剤について品質上の問題がまったくないと確認しているのかについて明らかにされたい。仮に調査を実施していないのであれば、その理由について明らかにされたい。

厚生労働省は、例年、諸外国の薬剤使用状況を調査し、医薬品に係る制度改革の実態・取り組み、医療経済的評価手法の導入状況、適応外薬の使用実態及び保険適用の状況を把握し、わが国の今後の薬剤使用の一層の適正化に向けた価格システムのあり方等を検討するとともに、薬局の役割、その評価の在り方等について検討・考察するための基礎資料を収集していると理解し、この調査の意義について高く評価しているところである。また、二〇一七年度における調査研究(以下「本調査研究」という)では、とくに後発医薬品使用促進に係る的確な検討のための基礎資料という位置付けで、バイオシミラーについても調査を行ったと聞く。本調査研究が厚生労働省からの受託研究として実施されたことに鑑み、政府の見解について以下に質問するものである。

一 本調査研究は、調査対象となった諸外国の状況を総括し、当該各国の市場動向やステークホルダーの意識などを考察し、「まだバイオシミラーに対して大きく信用を置いていない」と分析している。本調査研究は、後発医薬品使用促進に係る的確な検討のための基礎資料と位置付けられているのであるから、バイオシミラー使用

六 政府は、バイオシミラーの使用促進をもつて我が国の経済成長に利すると考えているとみゆる。しかし、バイオシミラーの開発・製造については、そのほとんどを韓国企業が担っており、我が国の市場においても、韓国等の外国企業からの導出品ばかりである。国産品がないことを鑑みるに、バイオシミラーを使用促進したからといって、我が国の企業が直接的に利することはないと考える。また、我が国の保険医療には多くの税金が投入されていることを考えれば、バイオシミラーを多用することは、我が国の税金が外国企業の収入として他国に流失することを意味している。バイオシミラーの製造をバイオ産業の中核の一つと位置付けて、経済成長戦略に活用するというのであれば、まず

反対者氏名

一四名

井上 哲士君
岩淵 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君

市田 忠義君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
仁比 聡平君
山添 拓君

は、国内企業におけるバイオシミラーの開発・製造のためのインフラ整備に多額の投資を呼び込む必要があると考える。バイオシミラーの製造が国内で実施されていない実態を把握し、これに対して「成長戦略」という観点から何らかの施策があるや否やにつき政府の見解如何。右質問する。

平成三十年五月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出医療経済研究機構が厚生労働省より受託した「薬剤使用状況等に関する調査研究」によつて指摘されたバイオシミラーの諸外国の使用状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出医療経済研究機構が厚生労働省より受託した「薬剤使用状況等に関する調査研究」によつて指摘されたバイオシミラーの諸外国の使用状況に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「バイオシミラー」(以下単に「バイオシミラー」という。)は、既に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条又は第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認(以下「承認」という。)を受けた医薬品のうちバイオテクノロジーを応用して製造したもの(以下「先行バイオ医薬品」という。)と、品質、有効性及び安全性(以下「品質等」という。)が同等又は同質であるものとして承認を受けた医薬品であるところ、バイオシミラーは、先行バイオ医薬品に比べ価格が低く、その使用により患者の自己負担の軽減及び

医療保険財政の改善に資するものであるため、バイオシミラーの品質等に関する情報提供を通じて、医療従事者及び国民の理解を得ながら、その普及を図ることとしているところである。四について

政府としてもバイオシミラーの品質等に懸念を有する医療従事者が存在することは把握しており、このため、医療従事者に対してバイオシミラーの品質等に関する情報提供を行うこととしているところである。

五について

米国食品医薬品局(以下「FDA」という。)が、御指摘の「セルトリオン社」の製造所に対する査察等を行った上で、平成三十年一月二十六日に御指摘の「警告状」を同社に対して発行したことは承知しているが、現時点においては、市場に流通している同社の製品の出荷停止及び回収までを求めているものではないと承知している。

他方、お尋ねの「現在、我が国で上市されている同社からの導出品である薬剤」に関しては、FDAによる同社の製造所に対する査察等を踏まえ、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、同社の製造所に対して法第七十五条の四第一項第二号の規定による検査を実施し、特に問題としなければならぬ事項はないと判断したところである。

六について

政府としては、御指摘のような「バイオシミラー」の製造が国内で実施されていない実態があるとは認識していないが、いずれにせよ、医薬品産業の国際競争力を強化する観点から、バイオシミラーを含むバイオテクノロジーを応用して製造した医薬品の製造技術の開発支援を行っているところである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一一八円 一一〇円